

令和4年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和4年12月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	島 秀 明
---------	---------	-----	-------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。朝晩の冷え込みも厳しくなってきました。新型コロナウイルス感染症の第8波の感染拡大の懸念など、まだまだ予断を許さない状況に変わりはありませんので、この会期中も感染予防に努めていただきたいと思います。

さて、去る11月29日、松田町告示第97号により令和4年第4回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集頂き、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会会期中も、引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは、今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明、答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして、換気を行ってください。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タ

ブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第4回松田町議会定例会の開会を宣します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会員規則第117条の規定により議長から指名いたします。  
12番 大館秀孝君、1番 唐澤一代君の両名にお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る12月1日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和4年第4回松田町議会定例会の招集に当たり、12月1日午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日12月6日から13日まで、8日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の12月6日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」受付番号6番まで行います。

本会議2日目の7日は、一般質問の残り、受付番号第7、第8号を行い、一

般質問終了後に議会全員協議会を開催いたします。午後は日程第6「議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例」から日程第17「議案第52号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定」までを行います。このうち、議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例は総務文教常任委員会に付託して審査を行います。議案第43号から議案第52号までは即決でお願いいたします。

本会議3日目の8日は、日程第18「議案第53号令和4年度松田町一般会計補正予算（第6号）」から日程第24「議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」まで、これも即決でお願いします。本会議終了後は、総務文教常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いいたします。

9日は委員会活動日といたしますので、各委員長の指示でお願いいたします。10日、11日、12日は休会となります。

本会議最終日の12月13日は、午前中、議会改革推進委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いいたします。午後は議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第25「同意第3号教育委員会委員の任命について」、即決でお願いいたします。続いて、日程第26「各種委員会委員等の諸般報告」から、日程第28「議員派遣について」を行い、閉会といたします。なお、最終日は委員会へ付託した議案等についての委員会報告がなされると思いますので、当日配付される日程に追加いたします。

なお、本会議は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合には、御審議をお願いいたします。

陳情については、6件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、机上配付とさせていただきますので、御覧ください。

以上、議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお願いいたします。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和4年第4回松田町議会定例会の会期は、本日12月6日から12月13日までの8日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、しばし行政報告をさせていただきます。

早いもので1年を締めくくる時節となり、いよいよ冬らしい寒さを感じる今日この頃でございますが、議員各位の皆様方におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。コロナ禍による影響が長引く中、新型コロナウイルス感染拡大の第8波が広がりつつあり、まだまだ予断を許さない状況でもございますので、引き続き3密を避けるなど、感染症予防対策をしっかりと講じながら、新たな日常生活への対応を取り組んでまいります。

さて、去る11月29日に令和4年第4回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用の中、議員全員の御出席を賜り、ここに本定例会が開催されますことを、まずもって厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてお知らせをいたします。オミクロン株対応のワクチン接種については、1回、2回目の初回接種が完了した12歳以上の方で、前回の接種完了から3か月を経過した人が対象となっており、11月末時点の対象者は9,963人で、そのうち接種完了者は2,527人であり、接種率は25.4%となっております。また、3月19日からワクチン接種を開始いたしました5歳から11歳までの子供たちの接種率につきましては、対象者462人に対し、2回目の接種完了者は93人。率にして20.1%となっております。生後6か月から4歳までの乳幼児のワクチン接種も11月上旬から始まっております。対象となる方には、11月上旬までに接種券を順次発送しておりますことを御報告をさせていただきます。

それでは、行政報告について、日を追って詳細に御報告をさせていただくと

ころでございますが、さきにお配りさせていただいている公務報告書にて一部割愛させていただき、主な行事についてのみ御報告をさせていただきますことを御了承いただきます。

初めに、松田幼稚園と寄幼稚園の2園合同による運動遊び発表会が、9月27日に年少さん、28日に年中さん、29日に年長さんと対象に分かれ、10月8日には松田さくら保育園の運動会、22日には松田小学校の運動発表会が開催されました。松田・寄幼稚園、松田さくら保育園の園児並びに松田小学校の児童たちが元気いっぱい体を動かし、楽しんでおられました。子供たちが各種目に臨む真剣な姿や喜ぶ顔を見ていると、我々大人の責任の重さを改めて感じたところでございます。引き続き、未来を担う子供たちのために、町の未来をつくり、育む様々な事業を計画し、実行してまいる所存でございます。

続きまして、10月10日にチルドレンファーストの旗印として、子供たちが住みたい、子供の目線のまちづくりを推進し、就職などにて町外に出られた方々が子育て世代となったら松田町に戻ってくることにより、親子3世代が笑顔で暮らす町を目指して、少子高齢化による人口減少の抑制に取り組むため、第2回松田子どもカフェを実施いたしました。今年もコロナ禍での開催となりましたので、3密等の対策をしっかりと行った上で、小・中学生21名、高校生23名、計44名の子供たちに御参加を頂き、御意見や御提案を頂いております。今回の子どもカフェについては、グループ別に町からテーマを提示し、自分たちがやりたいことやできることなど話し合いを行い、発表する形として実施いたしました。子供たちからはみんなが遊べる公園が欲しい。子供たちだけで遊べる森のアスレチックを作ってほしい。中学校の部活動を増やしてほしい。新松田駅周辺の道を広くしてほしいなど、子供目線の御意見を頂きました。なお、第3回子どもカフェにつきましては、議会中の12月11日に予定をしておるところでございます。

また、10月15日には寄小学校屋内運動場並びに生涯学習センター展示ホールにて、町民の皆様の声を聞くための町政懇話会を行い、さらに別の日には、個別に希望された2つの自治会において地域座談会を実施し、全体で44名の方々

に御参加を頂きました。今回の町政懇話会について、寄地区では遊歩道整備に関することや太陽光パネルの設置事業、子供たちが安全・安心に遊べる公園施設整備や災害に備えた道路整備などの生活に関することを頂きました。また、希望された2つの自治会を含めた松田地区では、新松田駅周辺整備の進捗状況や、買い物対策、パークゴルフ場や生涯学習センターの利用促進、酒匂川左岸道路の整備、さらには子供たちや保護者向けの食育に関する講演会の開催などの御意見を頂きました。こういった御意見、御提案等につきましては、財源確保や必要性、重要性等の優先順位を考慮した上で、可能な範囲で来年度の予算等に反映させていきたいと考えております。

次に、11月3日に松田地区、11月5日には寄地区において、町猟友会の皆様の御協力により、有害鳥獣被害対策の地域や地域の活性化につなげるハンター塾を開催し、わな猟体験に49名、鹿肉解体体験に40名、ジビエ肉の試食会に47名の参加がありました。引き続き、このようなハンター育成事業による各種体験機会を通じて、新たなハンターの掘り起こしや育成、並びに狩猟免許取得者を増やすことで、地域の農産物などの農業被害を減らすよう、取り組んでまいります。

続きまして、松田町第6次総合計画の基本計画の見直し及び後期アクションプログラム策定に伴う、第3回の総合計画審議会を11月16日に開催いたしました。審議会の委員の皆様には、今後の町の将来像や長期的に目指すキーワードを実現するための戦略的課題、さらに6つの施策大綱や各種事業等の取り組みの進捗状況及び評価について議論を重ねていただき、この総合計画が松田町自治基本条例の理念に基づいた施策事業を評価し、健全な財政運営に基づいた行政運営と協働のまちづくりを、SDGsの理念も踏まえて推進できるよう審議していただいているところでもございます。今後、12月議会中の議会全員協議会にて御説明をさせていただいた後、パブリックコメントを募集し、審議会により答申を受け、3月議会に議案として上程する予定で進めておりますので、その節にはよろしく願いいたします。

次に、11月27日は秋の風物詩となりました第23回松田産業まつりが、3年ぶ

りにJR松田駅北口の臨時駐車場一帯で開催され、好天にも恵まれ、約1万人の方々が訪れていただきました。まず、この産業まつりにつきましては、議員各位の御来場を賜り、本当にありがとうございました。今年は松田観光まつりが中止になりましたので、この産業まつりにおいて、町内を練り歩く大名行列や神輿の演技を披露していただきました。また、松田町と姉妹町であります千葉県横芝光町からは佐藤町長も御来町いただき、併せて毎年好評になっております特産の「ひかりねぎ」などを多数お持ちいただきました。例年どおり買い求める方々が多く、予想どおりの長蛇の列ができ、午前中に完売するなど好評を博したところでもございます。今後も祭りやスポーツでの交流だけでなく、両町の教育や文化、経済交流、さらには防災連携協力を図ってまいります。

続いて、18万球のイルミネーションによる第20回松田きらきらフェスタを本年度は12月3日からスタートさせ、12月25日まで開催をいたします。12月11日までは金曜、土曜、日曜に限定をし、12月16日以降は毎日開催をしていく予定でございます。来年1月8日のみ、二十歳の集いをお祝いいたしまして再点灯させる予定でございます。毎年人気が高まるこのきらきらフェスタであります。議員各位におかれましては、御多用のところ誠に恐縮かと存じますが、ぜひ御来場いただき、本年最後のイベントを見て感じ取っていただきますよう御案内申し上げる次第でございます。

最後に、来年の新春イベントであります第11回寄ろうばいまつりについては、1月14日から2月の12日まで開催することが決まりました。また、桜まつりにつきましては、2月の11日から3月の12日まで開催が決まり、今年もコロナ対策を行いながら開催となります。以上、諸般の報告とさせていただきます。

それでは、本日の定例会に付議いたしました案件につきまして述べさせていただきます。

まず、議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日以降は本町にも新法による全国共通の規定が直接適用されることから、現行の松田町個人情報保護条例

を廃止し、新法施行に際して必要となる法律で、委任された事項等を規定するため提案するものでございます。

議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例については、情報公開制度及び個人情報保護制度を一体的に運用するとともに、事務の合理化等を図るため、従来の情報公開審査会機能を統合して、令和5年4月1日より適用される改正後の個人情報保護に関する法律に規定する専門家からの意見等を聞き、個人情報保護について対策を講じるための諮問機関として、松田町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため提案するものでございます。

議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、自動車の使用及び通常はがき等の作成にかかる公費負担額の限度額を引き上げられたことに伴い、当該施行令の改正に準じて、本町の町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担額の限度額を引き上げるため、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。

議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例につきましては、行政手続における町民の負担軽減等を図るため、原則として押印を省略することを定めた本町の方針に基づき、各種手続における押印を不要とするほか、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例については、町の重要課題等に対応するほか、業務の公平性及び効率化を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例については、国の方針を受け、技能労務職が従事する業務の民間委託化等を推進したことにより、松田町の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

適用を受ける職員が不在となったことから、本条例を廃止したいので提案する  
ものでございます。

議案第48号土地の無償貸付については、土地の使用、賃借契約の更新につい  
て、松田さくら保育園の運営を行うことを条件に無償貸付をするため、地方自  
治法第96条第1項第6号の規定により提案するものでございます。

議案第49号松田町寄ふれあい農林体験施設の指定管理者の指定、議案第50号  
松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定、議案第51号松田町寄み  
やま運動広場の指定管理者の指定、議案第52号松田町寄テニスコートの指定管  
理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、議会の議  
決を求めるため提案するものでございます。

続きまして、議案第53号令和4年度松田町一般会計補正予算（第6号）につ  
いては、主なものといたしましては、松田町職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例による人件費の増減補正や、新型コロナウイルス感染症対応地方  
創生臨時交付金事業などによるものでございます。

議案第54号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
については、特定健康診査委託料における債務負担行為補正をさせていただく  
ものでございます。

議案第55号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第  
1号）については、財政調整基金繰入金や前年度繰越金、会計年度任用職員給  
与費等を補正させていただくに伴う補正をさせていただくものでございます。

議案第56号令和4年度松田町上水道事業会計補正予算（第3号）については、  
動力費の電気料金高騰にかかるものと、職員給与費等に伴う補正をさせてい  
ただくものでございます。

議案第57号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に  
つきましては、光熱費の電気料金高騰にかかる一般会計繰入金等に伴う補正を  
させていただくものでございます。

議案第58号令和4年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につい  
ては、前年度繰越金の増額や、酒匂川流域下水道事業維持管理費負担金に伴う

補正をさせていただくものでございます。

議案第59号令和4年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、職員給与費等に伴う一般会計繰入金の補正や、システム改修負担金などによる補正をさせていただくものでございます。

次に、同意第3号教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期が令和5年1月24日に満了するため、この議会で同意として上程するものでございます。

また、本定例会におきまして、一般会計補正予算（第7号）といたしまして、松田町立松田中学校の大規模改修事業について、県から来年度計画している事業を本年度に前倒しすることによって、来年度よりも有利な地方債を起こせる通達がありましたので、事業費を追加議案として提案を予定しております。その節には御審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

今回提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、所管の課長等より御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほど御決議賜りますようお願いをいたします。

本年もわずかとなりました。行政運営につきまして、議会の皆様方の御理解と御協力を頂きましたことを、この場をお借りして改めて感謝申し上げる次第でございます。新たな年におきましても、変わらぬ御支援をお願いするとともに、議員各位の皆様方が御健康でよき年をお迎えになりますことを心から御祈念申し上げて、私からの行政報告とさせていただきます。本日からよろしくお願い申し上げます。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和4年第3回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前にお諮りいたします。本定例会も一般質問の放映に向け録画を実施したいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の録画をいたします。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

受付番号第1号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 齋 藤 おはようございます。日本国民の中で寝不足の方が多いのではないかと今日は思います。自分もその一人でありますけれども。少し侍ブルーには勇気をもらった面もあると思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。受付番号1号、第10番 齋藤永。件名「地域共生社会の実現に向けた高齢者福祉施策を問う」。

要旨、令和2年の国勢調査によれば、社会構造の変化により核家族化が一段と進み、町内の65歳以上の独居または夫婦のみの世帯は全体の3割近くとなっている。また、全人口に占める高齢者の割合も35%を超えるなど、超高齢化社会への取り組みは今まで以上に重要となってくることと思う。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。1、高齢者福祉に関する松田町のビジョンは。2、介護サービスの提供体制について。

以上、よろしく申し上げます。

町 長 それでは、齋藤議員の御質問に順次お答えをいたします。私は寝不足にならないように早めに寝ました。今日は齋藤さんの質問に全力で回答したいと思っています。

1つ目の御質問についてでございますが、現在、松田町第6次総合計画における高齢者福祉の基本目標として、介護を必要とする人だけでなく、高齢者一人一人のニーズに対応した支援を進め、また身体機能や心の健康を維持するための施策の実施や、共に生き、共に支え合う地域づくりに取り組むと掲げております。この基本目標の達成に向け、3年に一度、高齢者福祉計画・介護保険

事業計画を作成し、高齢者福祉に関するビジョンとして、「元気あふれる 心通う 長寿を喜ぶ町松田」を掲げ、地域包括支援センターでの相談体制の充実をはじめとし、介護予防教室などの開催や、介護を必要とする方には介護保険制度に基づいた適切なサービスの提供、認知症の方が暮らしやすい地域づくりなどに取り組んでいます。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時には、介護保険給付費などを思案しており、令和3年度の保険給付費についても9月議会において介護保険事業特別会計の決算認定時にも御説明をさせていただいたとおり、計画値内に収まっており、順調に運営できております。また、65歳以上の高齢者数は令和4年1月にピークを迎え、その後、減少しておりますが、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の後期高齢者の数は、今後5年ほど増加していくと予測しております。そのような見通しの中、地域包括ケアシステムの取り組みを確実に推進し、一人でも多くの方が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、相談支援、介護予防をはじめとする施策を着実に展開し、また地域共生社会の実現に向け、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と協働し、住民の一人一人が主体的に活躍していただくため、ふれあい会などの居場所づくりや、シニアクラブやシルバー人材センターの活動を通じた支援なども引き続き行ってまいります。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。介護保険サービスは、サービスの提供事業者が介護保険法にのっとり、全国一律に提供しております。町の役割は、高齢者福祉計画・介護保険事業に基づき、介護保険特別会計の運営を通じ、介護保険サービスを安定的に提供することです。

現在の計画は、平成12年（2000年）の介護保険制度開始時から数え、3年ごとの改定により第8期目となり、令和4年度はその2年目に当たります。その中の基本目標の一つとして介護保険サービスの充実をうたっており、対象者の増加を見据え、制度を持続可能としつつ、介護サービス事業所の新規参入の促進や、既存の事業者の支援、人材育成などを行い、適正なサービスの質と量の確保をすることとなっております。現在、介護保険のサービスとしては通所、

訪問、施設など様々な形態があり、その一つ一つが松田町の高齢者の方々にとって、またその御家族の方々にとってふさわしいものであるよう、介護サービス事業者などの関係機関と連携して適切に提供できる体制を維持し、介護サービスの提供を行ってまいります。以上でございます。

10番 齋 藤 御丁寧なお答えありがとうございます。それでは、再質問のほうに入らせていただきます。

まずもって、国勢調査の結果。松田町で今後起こり得る可能性のあるような状況というのは、町としては想定されているのでしょうか。もし、想定されているとしたら、どのようなことなのか、お分かりでしたらお願いいたします。

福 祉 課 長 それでは、齋藤議員の御質問にお答えをいたします。国勢調査につきましては、町長の回答にもございましたとおり…すみません、失礼ました。議員の質問のほうにもございましたように、約3割ということで、高齢者の方たちが多うございます。その中で独居とか、あとは高齢者だけで御夫婦でお住いになられているというのを含めて、3割。約3割の方が高齢…一応、そういう方たちがその中でお暮しになっているという結果が出ております。

議員の御質問にあったようにですね、高齢者独居や高齢者のみの世帯が、今後も私どもとしては増えていくというふうに想定しておりますので、当然、身の回りの世話をする人がいなかったりですね、また、老々介護というものも想定されますし、また一つ問題になっているのが引きこもりなどですね、近所付き合いがない方、高齢者の方が増えていらっしゃるように感じております。そういったことがですね、今後進んでいくと、我々として想定…最悪ですね、孤独死というようなものも想定しなければならない。そういうことが想定されていくのかなというところでございます。そういった事態を防ぐためにも、見守りというですね、ことを進めている。必要に応じて、そういった方たちをですね、介護保険のサービスにつなぐことで、定期的にケアマネージャーであるとか、ヘルパーさんなどがですね、お伺いしたり、また民生委員の方がお伺いしたりすることで、そういった孤独死というような最悪の事態を防ぐように、我々としてはやっていく、そういったところに力を入れていくというところで

ございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。課長言われたとおり、私の近隣でも孤独死があったってことなんですよ。今、町内でそういった件数ってどのくらいあるのかって分かるんですかね。

福 祉 課 長 正確な統計とかはですね、特に出しておりませんので、議員おっしゃられるように、近所でもあられたというので、我々としてもですね、警察のほうからそういった情報も、全てではないんですけども入ってきたり、民生委員さんのほうからそういったお話もお伺いしているところはございます。申し訳ございません。正確な数字というのは、なかなか孤独死どのくらいあるかというのはつかんでおりません。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。こういうことがあるっていうことは、とても悲しい事ではあると思います。また、周りの人とのふれあいですよ。この辺がなかなかうまくいかない世の中になってきてしまっている状況下だと思いますけれども、またそういう人たちを今度見る人も少なくなっている。その辺って何か対策はあるんですかね。

福 祉 課 長 いわゆるですね、見るというのは、まず前提として高齢者の方、独居の方とか、高齢の御夫婦でお住まいになられている方たちがいる。そういった方たちが近所とつながっていない、社会とつながっていない方たちがですね、一番問題なのかなと思っております。見るというところはですね、やはり民生委員さんであるとか、自治会であるとか、いろいろな周囲の方たちが見守るという活動をしているのが一つ。また御本人さんが、御自身で隣近所であるとか、町内、近隣ですね、居場所を求めて行く、そういうアクションもあると思います。行政としては、そういった方たちの活動、活躍の場を確保する様々な取り組みを進めているというところがございます。具体的に言うと、ふれあい会であるとか、地域の茶の間と言われるものですね。ふれあい会であるとか、お休み処、また各種ボランティア活動。シニアクラブであったり、またシルバー人材センターの活動などもそれに当たるかと思えます。そういう社会とのつながり、ネットワークというものを町としては作り出していく。そういったことで、孤立

とか孤独をですね、しないように支援をしていくというところが、我々の取り組んでいるところでございます。以上です。

10番 齋藤 分かりました。その方たちが、どこにいて、何人いるとかっていう、ちょっと個人情報的な部分なんですけれども、それは役場としては全て把握されているのかどうか。また、近隣の自治会長とかその辺も、いざとなったら役場の人たちがちょっと何人もあったときに行きようもないと思いますし、そういったそれに携わる人も、そんな先ほど言ったように人数も少ないのではないかという部分もありますし、その辺がまでに…まで情報がどこまで出ることが可能なのかっていう部分ですよね。個人情報との絡みでちょっと難しい面もあると思うんですけれども。その辺はどうなっているんでしょう。

福祉課長 孤立、孤独の方の把握というのはですね、なかなか難しいところがございます。ただ、我々としてもですね、民生委員さんをお願いをして、地域の見守りをしている。民生委員さんのほうは、やはり個人情報の壁ある程度ありますけれども、それぞれ工夫していただきまして、名簿ですとか、そういったものをお作りになって、あそこの家には誰がいるよとか、どういう暮らしをしているとか、誰と同居しているとか、ある程度そういうところまで把握をしていただいております。そういった中で気になる方というのは、重点的に見守っていただいているというふうに聞いております。

また、仕組みとして、災害時とかですね、のために活用できるように、避難行動要支援者名簿というのを作成しております。それは全て自治会のほうで、手挙げ方式なんですけれども、やっております、そういったものを通じて、ある程度の把握をしている。その情報というのは、御本人さんの同意を得た上で民生委員さん、自治会、また消防署とか警察などにも共有して持っております。これは毎年更新をしておりますので、ある程度、最新の情報が公的機関のほうにはあるよということでございます。以上です。

10番 齋藤 ありがとうございます。なかなか個人情報との絡みで難しくなると思います。また、家族がいればいいんですけれども、いない人たち。また、近所でそういうことを言うのを嫌な人たちが万が一の場合、いざというときに、あそこに

そういう方がいるんだってということすら知らない人たちもいると思いますので、そこがうまく、何か災害時にね、対応できるようにしていかなきゃいけない部分もあるのかなと思いますけど、ここはなかなか難しいと考へます。自分で施設等に入って、そういうところで見ただけの方たちもおられると思いますけれども、こういう方たちが人生の終盤を迎えるに当たっての受け入れとして、いろいろな施設があるかとは思いますが、松田町としては、この施設どのようなものがあって、まずその辺が足りているのか、そこをお願いいたします。

福 祉 課 長 施設についての御質問でございます。現在ですね、松田町の中には、入所型と呼ばれるものですね、特別養護老人ホームが1施設、認知症対応型のグループホームが2施設、そのほかにサービス付高齢者住宅が1施設ございます。そのほかにですね、その場に出向いて介護を受ける、自らが出向いて介護を受けることができる施設であったり、自宅にヘルパーを派遣してくれる事業所など、対象者の身体機能の状態ですとか目的、また希望に合った様々な施設というのはございます。全て町内で賄うことというのは、なかなか効率の観点からも適当ではないというところで、そこら辺は介護保険事業計画の中で必要量をおおむね出して、そういったものが足りているかどうかということも含めてですね、介護保険事業計画の策定時に議論をしていくところでございます。

足りているかと言ったらですね、町内で全て賄うというのはなかなか難しいんですけども、この近隣、2市8町ぐらいの圏域でですね、おおむね入所待ちというのはないようなものがございます。ただ、様々な施設がございます。介護保険法に基づく以外の、例えば有料老人ホームであったり、そういったものというのまでは、足りているかどうかというのは、介護保険法に基づく施設というのは、今のところ充足しているというふうに捉えております。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。それなりの数の施設があるということは分かります。あと、今、課長が言われるように、介護保険法に基づく施設ですか、基づかない施設という部分はどんなものがあるんですか。

福 祉 課 長 一番代表的なものは有料老人ホームと言われるものでございます。そのほか

に、サービス付高齢者向け住宅というものがございます。介護保険法に基づかないという代表的なものは、有料老人ホームとかサービス付高齢者住宅と言われるものでございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。有料老人ホームとサービス付住宅ですか、この辺は松田町にないということですね。言い方はあれなのかもしれないですけど、何かこう施設の充実したところに入りたいというような、そういう介護を受けて、ちょっと資金も余裕があるような方たちというのは、この地域じゃ、その他市町村にはあるんですか、そういうのは。その辺はどうなんですか。

福 祉 課 長 やはり高齢者になって入る施設というのは、その方の目的とか資産の状況とかにもよっていろいろな選択肢があると思います。現在、松田町の中に有料老人ホームというのは、駅前に以前あったんですけども、今はない状態でございます。近隣には数多く存在しているというふうに認識をしております。以上です。

10番 齋 藤 町内にはなくて近隣にあるなら、そういうものを求める方は外に出てしまうという結果につながるんですよね。できれば町内にあったほうがいいのかなんて思いますけれども、その辺は事業者でもいろんな問題、今、人材不足ということもかなり聞いておりますので、いろんなことがあると思いますので、これはこのぐらいにしておきます。

また、2番目のほうですね、介護保険サービス提供体制についての、この辺について、今、この町以外、近隣の市町村、認知症の、認知症率というんですか、認知症の度合いはどのようになっているか、お分かりでしょうか。

福 祉 課 長 認知症の度合いというのがですね、なかなか外からでは分からないところがございます。これはちょっと古い調査になるんですけども、2018年時点で高齢者の約7人に1人が認知症であるというふうな調査がございます。これは国のほうの調査でございますので、推計値になるかと思うんですけども、大体高齢者の7人に1人ぐらいが何らかの形で認知機能に障害があるというふうな数字が出ております。以上です。

10番 齋 藤 近隣の状況というのは何か分かるものなんですかね。

福祉課長 認知症の数ではなくて、その認知症施策の近隣の状況ということでよろしいでしょうか。（「数は分からないものなんですか。」の声あり）そうですね、これは、先ほど申し上げました7人に1人というのは、全国民に対しての調査ですので、近隣だからといって中井町が数字がいいとか悪いとか、他市町村がいいとか悪いとかというのはないと思います。認知症の施策につきましては、当然介護保険法の中でそういった認知症の総合支援事業というのがございます。そちらの中で様々な施策を展開している。その施策については、多少市町村間で温度差というか、そういったものがあろうかというふうに思います。以上です。

10番 齋藤 分かりました。2018年、7人に1人ですけど、今は何か5人に1人って言われている状況下だっただけ聞いております。家族は大変だというお話も聞いておりますけれども、これは今後やっぱり増えていっている状況下だとは思いますが、町として何か施策を取ってうまくやっていける部分というのはあるんですかね。

福祉課長 まず、人生100年時代というふうに最近言われております。その100年をどう生きるかというのが大切になってくるのかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたとおり、7人に1人という数字出ておりますけれども、認知症というのはですね、誰にでも起こり得る症状であるというふうに我々としては認識をしております。現在、町が行っている取組ということでございますが、先ほどちらっと触れましたけども、介護保険法に基づく認知症総合支援事業というものを柱といたしまして、認知症になっても希望を持って今いる場所で、この松田町であれば松田町で日常生活を過ごせる、そういった社会づくりを目指して、共生と予防というものを両輪としてやっていくというふうな理念がございます。

松田町に、具体的にはですね、認知症カフェという集いのようなものを定期的に開催をして、当事者の方、その御家族の方、ボランティアの方たちがですね、お話し合いをしながら時間を過ごすことで予防と普及啓発をしていこうというふうな取組もしております。

また、認知症サポーターという、私も実は認知症サポーターになっているんですけども、松田町内です、今、約1,900人ぐらいがその認知症サポーター養成講座というのを受けていただいております。そういった方たちを増やすことで理解を、住民の方に理解をしていただいて、そういった方たちを増やすことで、その認知症の方たちが暮らしやすい町をつくっていくというふうな取組をしております。また、お困りごと、御近所の方でお困りごとがあった場合にはですね、福祉課の中に地域包括支援センターがございますので、そちらのほうに御相談に来ていただければ、その相談した後に様々な支援というのが、その方に合ったパーソナルな支援をしていくというのが取組でございますので、そのようなことで施策を展開しているというところでございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。認知症になられると家族は大変だってお聞きしてま  
すけど、先日も誰かが行方不明というか、どこかいなくなっちゃったとかって  
放送が流れますよね。ああいうのって町で年間どのぐらいあるんですかね、分  
かりますか。

福 祉 課 長 松田町のということでしょうか。申し訳ございません、正確な数というのが  
なかなかございません。ただ、システムとしては、かなり広範囲にシステム化  
されておまして、鉄道事業者であるとか、警察関係者とか、そういったとこ  
ろに一斉にですね、ある程度その御家族の同意を得た上で行方不明の情報とか  
というのは流れるようになっております。松田町に関しては、年数件かなとい  
うふうな感覚でございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。認知症の方、これはこのぐらいにして、それではで  
すね、あとその高齢者の件で、退職されて時間を持っているような方たちって  
多分たくさんいるのではないかと思うんですけども。先日もメディアで流れ  
てきたんですけども、おもちゃ病院とかって作って、無償で、子供たちが壊  
れてしまったおもちゃを、そういうちょっと御年配の方たちがいて、ハンダご  
てとか使って、物を大切にすること、あとはSDGsの関係からそうい  
うものをもう一度作り直せるんだよということをお子たちに教えているとい  
うのをやってたんですよ。ああ、ものすごいいい取組だななんて思ったんですけ

れども、そういったその退職されたような方たちがそういう場所で何か作業をするとか、何もしない方たちも日中どうやって過ごしていいのかというか、皆さんが集う場所とか。人は多分人としゃべらないと死んじゃうなんていうことを聞くので、そういう何かそういう人たちが集まるような場所、こんなような取組というのは、町としては何かやられているのでしょうか。

福 祉 課 長 団塊の世代の方が退職されて、そういった方が家に引きこもりがちになるといのは大変言われているところでございまして、そういった方たちの居場所づくりというのは、やはり喫緊な課題というふうに認識しております。また、コロナ禍で人とのつながりがなかなか希薄になって、人としゃべれなくなっているというのがございます。

今、議員がおっしゃられたように、その高齢者のおもちゃ病院という取組、ちょっと私も、申し訳ございません、初耳でございました。今後それについては勉強していきたいと思えます。現在、町のほうで行っているその居場所づくりというようなものは、すみません、先ほどの繰り返しになりますが、先ほど申し上げました地域の茶の間のようなものとかですね、また、例えばボランティアの方たちが行っておる火曜体操会のような、そういった健康に対する取組であるとか、またシニアクラブ、また働く場所の生きがいということでシルバー人材センターへの補助とか、そういったものを通じて、町のほうはいろいろな退職後の活躍の場の提供のお手伝いをしているというところでございます。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。そういったものをある程度増やしていったって、人と人が触れ合うような場所をぜひとも多く作っていただいて、その辺、どうやって告知をされているのか知らないんですけれども、近所の人同士で行こうよという形で行けば何か集まれると思えますので、その辺を充実していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それともう時間もあれですので、最後にですね、地域のやっぱり福祉の担い手としては、やっぱり社会福祉協議会があられると思うんですけれども、町と社会福祉協議会のこの連携というか、具体的な部分でどのように一緒に生まれ

てやられているのか、何かありましたらお願いいたします。

福 社 課 長 社会福祉協議会との連携という御質問でございます。社会福祉協議会はですね、地域の地域福祉の担い手の最前線を担っていただいているというふうに私も認識しております。様々な連携をしておりますが、財政支援的なものを通じてシニアクラブの事務局を担っていただいたり、あとはですね、先ほど申しました地域の茶の間などもやはり社会福祉協議会を通じてふれあい相談員さんというのがございまして、そういった方たちとのネットワークづくりをしていただいたり、また、新たな取組として子ども会食会というですね、貧困だけではなくて、居場所づくりを目的とした子ども会食会といった催しをしていただいております、そういったものの周知ですとか、そういったもので連携をしながら社会福祉協議会とは活動をしているというところでございます。そのほかにですね、いろんな事業展開時に社会福祉協議会の持つネットワークというのをやはり活用させていただきまして、高齢者の方にボランティアとして参加をしていただいたりというところで、いろんな面で連携をしているというところでございます。以上です。

10番 齋 藤 いろいろありがとうございます。地域の担い手である社会福祉協議会とは連携を取っていただき、今の課長の子ども会食会なんかはとてもいいと思いますし、今は地域ではいろんなこども食堂でしたっけ、あんなのもやられている部分で、松田はあるのかどうかちょっと分からないですけども、福祉に関して、住みやすい…。

議 長 齋藤議員、時間ですのでまとめてください。

10番 齋 藤 町長が目指している部分について、ぜひとも力を入れてやっていただければと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、齋藤永君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時20分より再開いたします。 (10時04分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時20分)

受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺 嶋 それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第2号、11番 寺嶋

正。件名、空き家対策強化と関係人口創出事業を問う。

要旨。(1) 空き家は増加傾向にあるが、民間団体と連携して空き家の発生を抑え、有効活用を進める仕組みづくりを伺います。また、実態調査、所有者等の調査、空家バンク制度の活用や空き家の居住希望者と不動産業者、所有者とのマッチングを支援する取組を伺います。

(2) 関係人口創出事業では、地域と様々な形で関わる人口、人々を増やし、まちづくりの課題に関わることができる仕組みをつくとされており、地域の活性化を担う人材や移住・定住人口の増加などを目指す取組と成果について伺います。第1回目の質問を終わります。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

1つ目の御質問につきましては、これまでの取組を先に申し上げますと、本町が平成29年度に国の補助事業「先駆的空き家対策モデル事業」に採択され、空き家予防と空き室対策を一体的に実施し、人口減少対策を行うとともに、将来的な空き家対策に関する経費の抑制や景観の保持、定住人口の増加、流通促進などを目的とした事業を、県司法書士会や一般社団法人家財整理相談窓口、町社会福祉協議会、県宅建協会小田原支部等と連携を行い、高齢化に伴う空き家の発生予防として、啓発用リーフレットの作成や空き家予防講演会と併せた終活講演会を実施いたしました。

平成29年度と令和3年度に実施いたしました終活講演会での高齢者等の空き家予防の意識づけについて、終活支援との結びつけが参加者のアンケート結果から重要であることが確認できましたので、令和4年度につきましては、1月と2月に相続に関するセミナーを包括連携事業者主催により開催するため、その中でもリーフレット等を配布し、将来のマイホーム等について考えるきっかけになるよう、官民連携して取り組んでまいることとしております。

次に、空き家の有効活用につきましては、平成19年度よりスタートいたしました空家バンク制度において、空き家の所有者等の意向等を踏まえ空家バンクに登録していただいております。

続きまして、空き家の実態調査及び所有者の意向確認、居住希望者と不動産

事業者や所有者等とのマッチング支援につきましては、令和3年度になります  
が、国の「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」に申請し、採択された  
「空き家の利活用を促進する地域コミュニティ協働型「松田移住相談所」設立  
事業」に取り組んでまいりました。その中で現地調査を実施いたしましたところ、  
令和3年度、139軒の空き家などと思われる建物を確認いたしました。現在、  
所有者などの調査をはじめ、活用に向けた意向確認、空き家の現状を定期的  
に確認するため、役場内に設置いたしました空家・空地対策ワーキングチー  
ムを中心に取り組んでいるところでもございます。また、所有者等とのマッ  
チングにつきましては、町内から移住相談員を募集し、実際に空き家利活用等  
に必要な知識や地域情報等の研修プログラムを受講していただき、空き家所有者  
からの相談やマッチング支援など、官民連携により取り組んでおります。その  
結果、令和3年度の空き家の登録物件数は、町全体で129件、成約件数につい  
ては、松田地区3件、寄地区4件、計7件。令和4年度現時点では、登録物件  
数153件、成約件数は松田地区で8件、寄地区で6件の14件となっております。

本町にとっての空き家の活用については、定住・移住に向けて期待できる地  
域資源ですので、今後も地域の皆さんや不動産事業者等の民間事業者、法律な  
どに関する専門家と連携して、民間事業者にもインセンティブが働くよう、官  
民一体となった推進協議会等を設置し、移住・定住者や民間事業者などへの周  
知方法を強化して、引き続き定住対策に向けて取り組んで参りたいと考えてお  
ります。

続きまして、2つ目の関係人口創出事業についてでございます。まず、関係  
人口とは、町外の方をはじめ本町に対して様々な形で関わる方々を指した言葉  
と理解しております。そこで本町では、令和元年度から関係人口創出事業を展  
開しており、令和3年度においては、過年度に関係人口創出事業に携わられた  
方や包括連携事業者など、従前から町に関わりのある方々を中心として、様々  
な地域課題の解決に向けて取組を行うことで、関係人口と地域とのつながりを  
さらに強化するとともに、地域産業等の実効的な担い手を増やしていくことを  
目的に事業を実施しております。

具体的に幾つか申し上げますと、猟友会様の御協力を賜り地域の魅力を紹介するとともに、耕作放棄地などの地域課題を共有し、交流しながら課題解決に向けた意見交換を行うツアーや、大学と連携し、寄地区の自然環境を生かした動画作成などの事業を実施しております。また、令和4年度事業においては、町の魅力をテーマとしたワークショップや地域の森林資源を活用した体験やイベントを来年1月に予定をしております。

関係人口創出の予算を活用した事業を申し上げましたが、様々な事業として各種観光事業やハンター育成事業、教育・文化事業なども数多く実施してまいりました。その結果、人口推移といたしまして、社会増減については、令和元年58人の増、令和2年103人の減、令和3年は85人の減、令和4年11月については38人の増と、コロナの状況もありましたが、少しずつ社会的な人口は増加傾向でございます。今後も関係人口という概念に伴う事業は必要としつつ、定住人口の増加を念頭に置き、本町に存在する魅力的な自然環境・人材・景観等の地域資源を十分に活用し、松田町に住みたい、行ってみたいと思う町にしていくための手段として、町の魅力発信の強化と併せて総合的な人口増加策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

11番 寺 嶋

再質問を行わせていただきます。まずですけども、相談体制ということで、回答では、県の司法書士会あるいは町社会福祉協議会、県宅建協会小田原支部等と連携し、空き家の発生予防や啓発、それからリーフレットの作成等々、行っているということなんですが、町ではですね、まつだ移住相談所が設置されましたけども、移住希望者や空き家所有者の間に立つ組織として、この町民や地域事業者が主体となるまつだ移住相談所のこのメンバーですけどね、取り組むメンバーはどんなふうになっているのでしょうか。その辺からお伺いいたします。

参事兼政策推進課長

寺嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。まつだ移住相談所、メンバーにつきましては、まず町の総合計画審議会の会長、そして公募で先輩の移住者、外から町に来た方、この方が2名、そして公募で、積極的に公募での方が2名、宅建協会取引士が1名、司法書士1名、松田町商工青年会が1名という

ところでございます。計8名で実施をしております。以上です。

11番 寺 嶋 次にですね、役場内のこの移住や空き家の、今、相談窓口というのが、体制、メンバーとしては分かりましたけども、体制としてですね、役場内のこの体制の設置、これはですね、定住少子化担当室が中心として事業を行われていると思いますけども、この相談窓口の役場の体制、あとは定住少子化対策室の役割はどのようになっているのでしょうか。また、役場ではオンライン相談とかはやっているのでしょうか。その辺もお伺いいたします。

参事兼政策推進課長 まずですね、町ですね、空家・空地対策ワーキングチームというものを令和2年度にですね、設置をさせていただきました。こちらはですね、中堅の級の方を主体にですね、いわゆる空き家というものがまちづくりにどう関係していくのかということ踏まえて、現場等にも行ってですね、今後のまちづくりをするという観点で設置をしたものでございます。

その中でですね、主な業務といたしましては、管理がされずに放置された危険な空き家、いわゆる特定空き家というものの確認行為等でございます。また、空き家等及び空き地の活用促進に関すること。そして空き家の予防の推進ですね。29年度に実施した空き家予防と、終活を踏まえたところの事業などを踏まえた推進でございます。定住少子化担当室ほかで実施しておりますが、主に定住少子化担当室の役割については、主に活用、定住ということで活用促進というところで今推進をしております。このワーキングチームについては、先ほどの特定空き家というところについては、主に主体にですね、町の防災のほう为主体に取り組むという形の連携をするための大きな窓口というところで進めている状況でございます。

オンラインにつきましてもですね、移住相談所と含めてオンラインの相談を受けているというところで報告をさせていただきます。以上です。

11番 寺 嶋 ありがとうございます。それでは、次にですね、今ワーキングチームですか、そういうことがありまして、その中でですね、調査ということ、空き家の調査等も行っているということで、この空き家の利活用を進めていくための実態調査の中でですね、これ、ワーキングチーム、役場内のワーキングチームを中心

に取り組んでいるということなのですが、この調査の判断基準というのは大体決まっていると思うんですけどね、項目が。これはどのように定めているのでしょうか。

それからですね…まず、それを伺います。調査の判断基準はどうなっていますでしょうか。

参事兼政策推進課長

このワーキングチームでですね、確認をする空き家というところは、いわゆる空家特措法に基づく空家等というのがございます。1年を通じですね、居住の用に供されていないという判断を平成26年度に第1回目の実態調査を町職員で実施したときがあります。そのときにですね、空家法に基づくマニュアル、行って調査をしたときに電気が動いてないとか、写真を撮って、そして著しく窓ガラスが壊れているとか、そういうふうな一覧表を作ってですね、実施をした経緯がございます。今回の令和3年度に行った2回目の実態調査につきましても、同じ調査票を基にですね、実施をしております。それに基づいて一応台帳整備をしてございます。ワーキングチームにつきましては、今後も含めてですね、その台帳を基に定期的になどのようになっているのか、1か月後、2か月後、改善がされたのか、所有者の意向はどうかというようなところも進めていくためのチームとして実施していくということで報告をさせていただきます。以上です。

11番 寺 嶋

今、回答がありました中で、特定空家の認定と、措置というようなことでね、回答があったわけなんですけども、これはですね、空家法とか、そういう法律に基づいて措置するということなのですが、これは、特定空家と認定するには、特定空家等審査会の設置と、それから特定空家等の認定ということで、これ、それが認定されないと、結局特定空家として正式には定めるということにはならないと思うんですけども、この、今まで特定空家審査会等の設置とか認定とかはあったんでしょうか。それからですね、これに立ち入って、町長が今までこの特定空家の関係で、立ち入ってですね、何ですか、意見とかそういう、助言とかそういうのは、実際今まで行われたことがあるのでしょうか。その辺についてお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長　　まず特定空家につきましては、空家特措法に基づく危険とみなし、協議会などを設置してですね、学識者を入れながら定めていくと。その前にですね、町としては指導・助言と、法律も指導・助言をまずすると。所有者がどなたなのかということも確認をしながら今進めている状況がございます。その中で改善できるものは改善していくというところです。さらにですね、所有者不明で、さらにその状況が著しい、地域にとっても著しく危険であるとかいうものが対象になってきましたら、町としてはその協議会を設置をしですね、勧告をしていくような話を進めていく形になります。そのときに、勧告の前に特定空家と定める協議会なんですけど、町としてはですね、そのような物件に近いものがございますが、今その前の指導・助言で何とか改善をしていこうというところがございます。今現在では、その協議会の設置はしておりません。しておりません。また、町長がその辺の指導・助言というところもしておりません。指導・助言につきましては、町の担当部局のほうでしっかり所有者を確認し、その改善等の依頼をしているというところがございます。以上です。

11番 寺 嶋　　特定空家等のことについては分かりました。それでは、今の回答の関係でですね、適正管理を行うべき空き家等の所有者が不明の場合の対応策、あるいはですね、現在、令和3年度では空き家の登録件数が125件、それから、令和4年度時点では登録物件数が153件ということで増えておりますよね。この増えている原因、原因といいますか、なぜ増えちゃってるのかという、対策を取っているにもかかわらずね。それと、その不明の場合の対応策なんですけどもね、今のこの対策について、その辺についてお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長　　まずはですね、先ほどのですね、登録件数につきましては、特定空家等の空き家等ではなくてですね、空家バンクの登録件数累計が125件、令和4年度が153件になったというところがございます。令和3年度の調査につきましては139件でございます。これが平成26年の実態調査のときには80件でございました。139件と増えているところがございます。

なかなか一概にですね、何で増えたかというような調査もしておりますが、一番身近にですね、自治会の方とですね、自治会長をはじめとしてそのような

意向も聞いております。今後もですね、引き続き先ほどのワーキングチーム等も含めてですね、自治会の方と連携をしながら取り組んでいく事業であるというふうに認識をしているところでございますので、この139件のうちですね、特に危険、特定空家ふうの物件、「ふう」ですね、されてないので、これが大体10件ほどございます。活用見込みにつきましては60件の見込みの物件がございます。一部改修すれば実態的に活用できるのではないかとというのが69件。これが139件でございます。こうしたものを踏まえてですね、引き続き、所有者の意向もでございます。そこも確認をしながらですね、例えばですけども、固定資産税の通知の中にですね、そういうものを入れて、こういう空き家になった場合の対処法、予防促進というのを含めて通知の中に発送したりしておりますので、そういうのを継続的にやっていきたいというふうに定住のほうでは思っております。以上です。

11番 寺嶋 それではですね、次に、この空き家等の活用については、官民一体となった推進協議会等を設置してこの周知とか強化、そういうところに引き続き定住対策に向けて取り組んでいくということなんですが、推進協議会等の設置、これを設置してですね、どういうことを推進するかということと、その体制はどういうふうに考えているのか、お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 まずですね、先ほどの特定空家の協議会とはこれは別にですね、町としての活用促進。やっぱり町のほうとしてもですね、その物件を一つ一つですね、それぞれの所有者の意向もでございますので、なかなか移住者をつなげるという専門的な技能を持っておりませんので、先ほど言った宅建協会の方とか学識者、また法令の部分もでございますので、そういうしっかりした協議会、移住相談所のメンバーも含めながらですね、進めていきたいと。しっかりした協議会の中でしっかり議論をし、活用に向けて取り組んでいるということを町民の方にも周知していきたいので、その辺の協議会を今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺嶋 空き家の対策強化についてはこの辺で終わりにして、次に移りたいと思います。

次に、関係人口創出事業について再質問をさせていただきます。今、関係人口ということで回答がありましたから詳しくは述べませんが、今、地方では人口減少や少子・高齢化により地方産業の担い手や後継者不足などの問題を抱えており、地域によって差はあるものの若者の地方離れが深刻です。そういうことですね、順次お伺いをしていきたいと思います。

関係人口を増やすための受入れ体制の構築はどのようにされているのか。それから、宿泊施設とか相談窓口の体制、あるいは各施設のインターネット環境の整備も併せてお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

まずですね、関係人口の受入れ体制につきましては、やっぱり深くですね、松田町に住んでいた方が外に出ていってしまった方がおられます。最終目的が松田に戻って来てもらう方などを連携して取り組む。そしてまずですね、一番地域資源の部分で自然環境、また先ほどの答弁の回答にありました猟友会等の方と連携をしながら、そういう様々な地域資源と結びつくような形で情報発信を、受入れ体制を整えているところでございます。なかなかですね、こういうものがあるからすぐ来てくれというふうなことはなかなか難しいので、例えば松田町にですね、元住んでいた方、そして松田町に興味がある方、移住の相談に来た方などもですね、含めて、また移住の先輩の方がおられますので、そういうところから発信をするという形で受入れ体制を今整えて関係人口事業に取り組んでいるところでございます。そして、そういう方々がですね、オンライン等を使って様々な形で情報発信をしていますので、ネット情報を踏まえた形で受入れ体制の強化は実施しているということで報告をさせていただきます。以上です。

11番 寺 嶋

今、回答にですね、関係人口や取組の中、構築の中ですね、何ですか、対象者といいますか、これ関係創出人口創出事業に関わる事業、人口を増やす対象者として今、何ですか、松田ファンとかゆかりのある人とか、そういうようなことをおっしゃいましたけども。この取組の事業の対象として、例えばですね、都市住民との地域への関心を醸成するということで、情報発信ということがありました、対象はですね、例えばですよ、若者層の外部人材、あるいは首都

圏の松田ファンね、今言った。リピーターというんですか。それから、松田ゆかりの都市住民などが考えられるわけですけども、これはどのように考えているのでしょうか。あと、この事業の中心点ということでお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 最後の質問の事業の中心点という…。

11番 寺 嶋 これはいいや。後で細かく聞きます。これから順次聞きます。

参事兼政策推進課長 そうですね、対象者につきましては町外をはじめということになりますけども、これは特にですね、松田に関わった人に限らずですね、広く松田町に魅力を感じていただいている方を対象に受入れ体制は整えているところです。その中でですね、移住の先輩の方たちの声を聞くと、やっぱり松田町の魅力をどこからというものはありますので、そういうところを踏まえて受入れ体制の強化に図っているところでございます。

11番 寺 嶋 それでは、今まで具体的な事業が、回答がありました。その中で幾つかお伺いいたします。まず、シティプロモーション活動ということで、町の魅力の発信、発掘・創造して、町内外の発信をして、町を知ってもらう事業、シティプロモーション事業ですね。PR動画ということで行っております。それに期待される効果ということで。今まで何本ぐらい作られたのか、PR動画ね。それからですね、創出事業として、実証実験ですか。令和2年度、3年度、4年度もこれからやるんですが、そういう中で実証イベント。山の生態の体験だとか、清流の恵みを食べるトレッキングだとか、あとは観光業などの担い手不足のテーマにした、この寄地区への訪問と地域活性化についてのワーキングショップ、それから、ハンタートレッキングですか、などを行ってきているわけですが、その活動…地域の活性化を担う人材育成と、人材の確保などの成果は上がっているのでしょうか。リピーターはどのぐらい増えていると思いますか。お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 まず1つ目のですね、動画につきましては、大学連携というところですね、大学の方がこちらのほうに関係する、町を見てもらって、町を知ってもらう、関係するところで1つを作った。この3年間の中では1つを作っているところでございます。

そしてですね、人材育成、こちらがですね、なかなか難しい。結果としてはなかなか難しいというところなんですけども、これはもう引き続き町の魅力を感じていただいて、先輩の移住の方もですね、人材の育成の一つとして活躍しておりますので、そういう方をどんどん増やしていくと。その方が今度外からどんどん松田町に来てもらうという形の取組として、先ほど言ったワークショップ事業を令和2年度などに実施しております。その令和2年度ですね、地域体験商品の企画・開発及び企画した商品の実証イベントとして実施をし、この実施の回数につきましては8回やってございます。参加人数につきましては延べ41名というところではございますが、こういうものも引き続き、リピーターの人数の中にはですね、この中にもリピーターとして令和3年度に引き続きですね、そういう意味の関心を持って移住の相談にもあるというところが三、四名おりますので、そういうところは一つの成果ではないかというふうに私は感じているところでございます。

あと、令和3年度につきましてはですね、これも大学と包括連携事業者等関係事業で連携をして、14回事業を実施してございます。これは町のいろんなところでですね、学生に魅力を、その地域の活動をしている団体の方と一緒に関係するオンライン会議等を14回やってございます。そうした参加人数は、延べですけども、171名という関係した人数もありますので、これらを踏まえて引き続き関係人口創出事業を町の魅力の自然環境と併せてですね、取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

11番 寺 嶋      それでは、時間の関係で、これが最後になると思います。今後ですね、町長の回答では、今後ですね、定住人口の増加を念頭に置き、本町の自然環境、人材、景観等の地域資源を十分活用し、町に住みたい、行ってみたいと思う町にしていくための手段として、町の魅力発信の強化と併せて、総合的な人口増加等に取り組んでいきたいという、最後の答弁なんですけども、御存じのようにですね、町の状況を見ますと、まずは耕作放棄地、これが何、50ヘクタール、相当あると思うんですけども、これが相当多く今はもうなっている。あとはですね、後継者問題。これも深刻だと思います。今いろんな面で後継者問題あり

ますよね。観光、農林省、漁業、全てこの後継者。あとはですね、事業承継問題。こういうのを、様々な課題があるんですけど、こういうことなど見据えて、携わる人口を増やすことが、この増やすということで企画を考えることが肝心だと思いますけども。こういうことですね、町の、あるいは町長の見解をお伺いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

町長 おっしゃるとおり、課題はたくさんあります。答弁させてもらった、最終的に総合的なというふうに言葉をさせていただいたのは、先ほどからちょっと課長とやり取りをしたことだけではなくてですね、皆様方に御了解頂いて、学校を新しく造らせてもらったのもしかり、これから駅周辺についての整備をしっかりとやっていくというのもしかり。やっぱり未来に向けた、今、松田町の魅力を発信をしていく。並びに、その中で来てくれる方々にですね、やっぱり先ほど言われた耕作放棄地のこと、事業承継、また後継者不足、様々な点で課題があるのを十分に承知をしております。ですので、そこの辺りをきちっと、未来展望をしっかりと考えてですね、例えば農業のことだけで一本で考えるんじゃなくて、やっぱりいろんなものを掛け算をしながらやっぱり人口を増やしていかなきゃいけないとは思ってはおりますので。次、御存じのように、今、第6次総合計画の後期アクションプログラムの策定を今しております。やっぱりこの4年間の反省をしっかりと踏みながら、コロナ禍に依ってもこの松田町の情報発信をですね、ちょっと情報発信が弱いところが非常にありますので、その辺を強化しながら、数多くのというか、人口を増やしていく施策にですね、ちょっと打っていきたいというふうには考えておりますので。そのときに細かい話はまたさせていただくことになろうと思います。よろしくお願いします。以上です。

11番 寺嶋 これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で受付番号第2号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

録画操作の間、少しお待ちください。

受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を許します。

6番 井上 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。受

付番号第3号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、松田町のICT・デジタルトランスファーDXの推進、新松田駅周辺整備事業について。

要旨。来年度予算編成について、各事業の具体化に向けた予算編成が進められていると思われま。そこで、次の項目について伺いをいたします。

1、国の自治体DX推進計画が示され、県内市の幾つかは住民のためのICT・デジタルトランスファー行政を推進しています。町のICT・デジタルトランスファーの推進構想、計画、考え方、来年度に向けた施策について伺います。

2、新松田駅周辺整備事業は準備組合設立を目指し、地権者検討会で事業説明、検討が行われていますが、いまだ駅周辺整備に対する地権者の個別の意向、考え方が見えていません。再開発区域の範囲決定や準備組合設立に向けた来年度以降の新松田駅周辺整備事業推進に対する町の対応、考え方を伺います。

以上です。

町長 それでは、1つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

政府は令和2年に経済財政運営と改革の基本方針2020を閣議決定し、新たな日常の実現としてデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進や、マイナンバー制度の抜本的な改善等を掲げ、ウィズコロナ、ポストコロナ社会において、将来にわたり日本が世界から取り残されないためにもデジタル化を推進するとしております。また、令和4年6月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、目指すべきデジタル社会の実現に向けて政府が重点的に実施すべき施策を明示したものでございます。

本町がこれまで取り組んできた事業等の一端を申し上げますと、マイナンバーカードの円滑な交付体制の整備、テレワーク推進事業、ハープ館等の公共施設や庁舎内に移動式公衆Wi-Fi機器やウェブ会議システムの導入、コンビニ収納・交付事業、町税などのスマートフォン決済。令和4年度事業においては、AIを活用した議会議事録の作成、町営臨時駐車場の非接触型機能での電子決済システムの導入、タブレットを活用した自治会用デジタルツールの導入、

S D G s パートナー支援デジタルシステムの導入、ウェブ会議用のカメラの導入、ドローンを活用した町プロモーション動画の作成、高齢者見守りロボットの導入、G I G Aスクール構想に伴う I C T 教育の推進、L I N E ワークス無料アプリの活用などなど、積極的に取り組んでまいりました。

来年以降の施策につきましては、令和 5 年度にスタートする町第 6 次総合計画後期アクションプログラム（案）において、町行政改革の推進の中でデジタル技術の活用を明記し、D X を実現するための一つ的手段として I C T 技術を浸透させ、町民の生活をよりよいものへと変革させることで、単に I C T を利用するだけでなく、暮らしや行政サービス、教育、仕事、働き方などが変革していくことを目的として取り組んでまいります。

特に町民サービスの向上を図るために一番必要なのはマイナンバーカードの普及でございます。国においてデジタル庁が創設されたことにより、日本全体にデジタルファーストの時代が到来しております。町としても新たな時代に取り遅れることがないように、まずはマイナンバーカードの取得を強く推進し、国においては令和 4 年度末までに、ほぼ全国民が取得することを目指しております。本町では公表されている最新の全国平均値は、10月 1 日時点の数値といたしまして 51.1% に対して、松田町は 51.4%。前回の全国平均値の公表は…あ、次回の全国平均値の公表は 12 月半ばとのことですが、松田町の 11 月末現在の数値は 53.79% となっておりますので、常に全国平均を上回るよう、積極的に取得啓発や P R に取り組んでまいります。

町といたしましても、全庁的に D X を強く推進していくため、仮称ですが、デジタルファースト推進協議会を立ち上げ、デジタル化の推進…進捗や推進の結果についてしっかりと管理体制を整え、P D C A サイクルを回して定期的にデジタル化での事業や情報を発信することにより、町民の皆様方の生活の中にデジタル化が浸透し、生活があらゆる面でよい方向になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2 つ目の御質問にお答えをいたします。新松田駅周辺整備事業については、地権者の皆様や公共交通事業者様など、関係者の御理解を賜りま

して、令和4年6月に地権者検討会を立ち上げ、その後、8月と10月に計3回検討会を開催し、多くの地権者様に御参加を頂いているところでもございます。これまでの検討会では市街地再開発事業の仕組みや組合組織の運営、ディベロッパーなどの事業協力者との関わり方や権利変換の仕組みなどの説明を行い、再開発事業への理解を深めていただいております。さらに、今月予定しております検討会では、これまでの説明を踏まえた上で、地権者同士での意見交換及び皆様の意向や考え方を確認し、事業区域の検討を行い、今年度末には再開発事業の任意組合であります準備組合の設立に向け、活動を進めることといたしております。

このように、今後もその都度関係者の総意を得て丁寧に進めてまいりますので、御質問にあります地権者の個々の意向などにつきましては、検討会での意見交換を通じて、関係者がそれぞれ個々の感触として感じていただくものだというふうに考えております。よって、私どもから各地権者様の個別の意向について表明することはございません。

次に、来年度以降の取組について御回答させていただきます。新松田駅周辺地域の整備につきましては、既に全体スケジュールをお示ししているように、令和5年度も準備組合から本組合設立に向けた地権者の支援を継続するとともに、2年目になります駅前広場の基本設計を引き続き実施し、都市計画決定に向けて、県都市計画課との協議、調整、また並行して、県警察本部との交通協議を実施し、都市計画法の協議を完了する予定としております。さらに、令和6年度以降、都市計画決定された後に、本組合の設立、詳細設計、権利変換計画の認可、工事の着工という流れになります。

町といたしましては、約3年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症や国際社会での経済的な影響がある中であっても、地権者や公共交通事業者はもとより、町民や商工事業者など、多くの関係者に御協力を賜りながら、これまでどおり事業の完遂に向け、強い信念を持って取り組んでまいり所存でございます。多くの町民が望み、願う、最優先事業ですので、予定どおり事業を推進させていただくためにも、引き続き議会の皆様方の御理解、御協力をお願い申したいと存じます。

以上でございます。

6 番 井 上 それでは、再質問をさせていただきます。まず、1点目のですね、松田町のICT・デジタルトランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーション、ちょっと言葉的に長いので、以下ですね、DXというふうに言わせていただきます。の推進についてのところでですね、再質問をさせていただきます。

今、町長のほうの答弁にありました、様々な施策をされているという説明については理解をさせていただきました。やはり町民に一番関わるDXの施策としてですね、上げて、町のほうで上げていられるのは、マイナンバーカードのですね、普及だということという説明がございました。10月1日時点ではですね、松田町51.4%の取得率ということですかね。12月半ば…11月末時点の平均値はですね、53.79%ということで、進んでいるということです。ただですね、このマイナンバーカードを取得をしてですね、よく聞かれることが、何に使うんだというところが必要で、かなりですね、町民の方から声として聞かれています。私はですね、マイナンバーカードを使う方策としてですね、国のほうでは運転免許証をですね、今までの免許証からマイナンバーカードに統一をするというようなことも言われていますけれども、まだこれは大分ですね、先のことではないかなというふうに感じています。このマイナンバーカードのですね、普及促進を図るためには、一番町民の身近なところではですね、健康保険証のですね、代わりにこのマイナンバーカードが使えるということで、そのマイナンバーカードをですね、健康保険証の代わりにですね、持ち歩くことによって、身分証にもなりますし、医療機関等でのですね、利用も図れるということが現実的な普及の施策ではないのかなというふうに思っています。

そこでですね、1点、具体的なちょっと、町内のほうの状況についてお伺いをしたいと思います。町内においてですね、マイナンバーカードが利用が対応可能である医療機関、薬局というのはですね、何件程度…何件あるのか、お分かりになりましたらお願いをしたいと思います。

町 民 課 長 現在のところ、上病院では使えるというのは確認してはありますが、その他の医療機関や薬局については確認してございません。

6 番 井 上 ありがとうございます。そうですね、県立足柄上病院、あとまごころさん  
ですね、リストの中には入っています。実際使えるかどうかは、私は通って  
いませんので分かりませんが、町内にある医療機関の数からするとですね、ち  
よっと少ないのではないかなというふうに思います。

マイナンバーカードがですね、現在12月で53.79%、半分以上の普及率が出  
てきたということで、ほかのですね、自治体等では、医療機関でのですね、マ  
イナンバーカードを、普及を促進させるための施策が幾つかあるというふう  
に言われています。松田町独自でですね、医療機関でのカード対応を普及促  
進させるために、やはり助成制度等があればですね、今の健康保険証を  
ですね、マイナンバーカードの機能で使えるというふうな状況になろうか  
と思いますが、それらに対する普及の施策、予算対応、今後の考え方  
あればですね、教えていただきたいと思います。

町 民 課 長 各医療機関にですね、マイナンバーカードの読み取り機  
械を導入するに当たっての補助とか、そういうのはちょっと今のところ  
は町としては考えてないんですけれども、そういったことをしてい  
かないと、個人病院とかでは普及が進まないのかなとは考えて  
おります。（「普及の状況は。」の声あり）

議 長 普及の施策は。

町 民 課 長 現在のところ、そういう補助金等は考えており  
ませんが、理事者等と相談していきたいと考えています。

6 番 井 上 そうですね、今ですね、ちょうど令和5年度の  
予算編成だと思いますが、令和5年度におけるそういう予算編成、  
予算要求等についてですね、考え方があればお願いをいたします。

町 民 課 長 現在のところ、予算には盛り込んで  
ございません。

6 番 井 上 回答のほうですね、ありがとうございました。先  
ほど言ったようにですね、マイナンバーカードが普及をしたその  
先にあるものは、それを使ってですね、マイナンバーカードが  
普及して身分証代わりに利用できればいいのではなく、それを  
使ってですね、やはり住民の生活なりが便利になるという  
ことがやはり町の行政のですね、施策の目標ではないかな  
というふうに考えます。ぜひです

ね、そのマイナンバーカードが普及率が何%だということではなく、実際に利用できる、どれだけの利用率が上がったのかというのがやはり今後の目標になると思いますので、御検討をですね、よろしくお願いをしたいと思います。

D Xの関係につきましては、松田町はですね、一番町民目線としてですね、利用できるのは、松田町においては松田町のL I N E公式アカウントというページがあるというふうに思います。今、スマートフォンの普及が著しいという中で、松田町のL I N E公式アカウントのですね、普及状況がどの程度あるのかということもお伺いをしたいと思います。やはり県内の最新事例、先進事例ですね。として藤沢市とかですね、相模原市、これらですね、D X行政というのはすばらしいというふうに言われています。そこでですね、松田町のL I N E公式アカウントページも、私もですね、私のL I N Eのほうにですね、登録をしてあります。藤沢市もですね、その公式L I N Eアカウントの情報ページというのがありまして、これは別に藤沢市民でなくても登録ができます。私もですね、じゃあ、どういった、藤沢市のD X行政のですね、やはり住民目線での対応はどういうものなのかということで、藤沢市の公式L I N Eアカウントも登録をさせていただいています。

そうしますとですね、行政情報の提供とか種類、件数についてはですね、やはり市ということもありますが、藤沢市のL I N Eアカウントのほうが件数的にも情報量的にも圧倒的に多いということで。松田町のL I N Eアカウント、最近のですね、松田町でL I N Eアカウントの中で出てきていますのは、産業まつりの状況とですね、「広報まつだ」12月号の発行、あときらきらフェスタの開催情報というですね、一方通行的なですね、情報。町民のほうで、いや、こういったことを調べたいんだ、けどどこがですね、やはりそういった目線がですね、藤沢市の公式L I N Eアカウントのほうに圧倒的に多いと思います。こういったですね、公式L I N Eアカウントの将来の考え方なりですね、令和5年度以降でこれらを、なかなか職員の中で独自で開発ができるのかどうなのかちょっと分かりませんが、来年、令和5年度以降でですね、こういった町民向けの情報提供なりですね、様々な手続、窓口手続へですね、アク

セスするためのLINEページ等ですね、開発についての考え方について伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

LINEの関係なんですけども、こちらにつきましてはですね、令和3年度、無償でですね、LINEの会社と交渉しまして、今現在もですね、継続して無償で登録をし、やっている状況でございます。登録件数は800件ほどあるんですけども、閲覧数を見ますと、年間ですね、2万1,335件ほどの、これブロック数を引いた発信数なんですけど、2万1,335件ございますが、やっぱり今言われたとおりですね、町から一方的にいろんなもの発信している状況ございます。これは自治会連絡協議会の中でもですね、こういうものを載せてほしい、どんどん発信してほしいというようなものを積極的に、産業まつりをはじめ、町のありますが、先ほどの、いろんな情報が見れる公式的なものにつきましては、今、LINEとですね、検討を重ねております。町としてもですね、町の中でのLINEアプリというものを、これも今、実証実験やっております。そうすると、庁内の町の職員の問題もなるんですけども、無償で電話を、電話機が要らなくなるとか、そういうものをやっていく、試験的にやっている状況がありますので、今言われた町民目線の取組については今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上

ありがとうございました。今後検討ではなくですね、もうぜひですね、来年度予算でですね、様々なそういう松田町ですね、DXのほうの情報ページの充実を図っていただくということをお願いをしたいと思います。

またですね、町のデジタルトランスファーの推進というものは、町ですね、やはり活性化、賑わいを取り戻すためにですね、今どれだけ行政に住民目線としてですね、例えば窓口での申請なりですね、そういったものを簡略化ではない…簡略化といいますか、できるところまではですね、例えばスマートフォンでできるようなことがですね、望まれているのではないかなというふうに思います。様々な手続、例えば実際に住民登録等ですね、やはり窓口に来ないといけないんですけども、何かを申請をしたい、例えば様々なものを、印鑑証明を欲しい、それなりというのは現在はコンビニエンスストア等での対応が図

られています。そういったですね、町民目線の利便性、町民から見たですね、DXの推進というのは、やはり定住促進を図ることについて、隣町よりも松田町のほうがそういった利便性があると、一々役場まで出向かなくてもいいのではないかなと、そういうふうなことがあればですね、一層ですね、松田町の活性化、賑わい、ひいては定住促進につながるのではないかなというふうに、私は考えています。町長はですね、松田町のDXの推進についてですね、町民目線から見た場合の考え方としてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

町長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、このDXは基本的には町民サービスの向上が大事だと私は思っております。その中で、行政の今まで全てが持ってたデータを、やはり双方向で本当は使えるようにするのが一番いいというふうには思って、これまでやってきました。さっきの寺嶋さんの質問のところでも、やっぱり協議会を設置するという話をしましたけども、全てに応じて、役場の中でいろいろ考えた後に、やっぱり喉元通ればみたいなところがあつたりとかしているところが、非常に私も感じております。

ですから、今日こういった御質問頂きながらですね、深く考えたときに、やっぱり推進するためには官民連携でやっていかないと、やっぱり役場の中だけの情報だけではなかなか民間の、先ほど言われたようなところともなかなかマッチングもできませんし、進まないということは私も承知しております。ですので、令和5年度についてはですね、これまでやってきたことはつらつら先ほど述べましたけども、それはある意味入り口のまだまだ準備段階のところの事業を少しずつ少しずつ慣れてるという…慣れるためにやってきたというふうに私は考えております。ですので、さらにおっしゃられるようなこととか、とにかく町民サービスの向上を目指す中で、どのような仕組みを導入し、またそれに対するコストとランニング、イニシャルと、そのランニングのコストを十分踏まえながらですね、町民サービスの充実を図っていくための協議会を立ち上げながら調整して、随時、また議会の皆さん方にお諮りさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございました。協議会を立ち上げてですね、そうした検討を今後行っていくということの答えかと思えます。ぜひですね、そういった町の方向性をもってですね、DX行政をですね、推進をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

今そういった町長の答弁頂いたんですけれども、ちょっと具体的にですね、役場のですね、行政において町民から見た一番直接的な対応がある、関連があるものとしては、やはり窓口における手続のですね、DX化ではないかなというふうに考えます。先ほどは、例えばLINEアカウントページ等ではですね、藤沢市は本当に、じゃあ、どこに行けばいいのかというところまでですね、実際の手続はその窓口でですね、やらなければいけないんですけれども、どこにどういう手続をするためにはどこに行ってやればいいのか、どういったものが必要なのか、そういったような情報がですね、得られます。松田町においてですね、窓口というのは、様々な面でですね、例えば印鑑の廃止、押印の廃止です。印鑑の廃止ではないですね。押印の廃止とかですね、そういったものが徐々に進んできているというふうに思いますが、令和5年度以降のですね、窓口手続のDX化についてですね、予算対応なり、将来構想のお考えがあるのかのことにについてお伺いをいたします。

町 民 課 長 現在のところですね、マイナンバーカードでコンビニ等で住民票、印鑑証明が取れるということなんですけども、それ以外に予算として盛っているかという、今のところは考えてございません。

それとあと、窓口で転入・転出の手続も、マイナンバーを利用してしたいという場合には、そういうのも可能となっております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございました。町民から見てですね、役場の窓口というのがやはり一番行政との関わりが深い場面ではないかなというふうに思います。そのですね、ハードルと言っては何なんですけれども、一番やはり町民がですね、取りつきやすい対応の方策というのをですね、今後検討をしていただきたいというふうに思います。

それではですね、2点目のですね、新松田駅周辺整備事業の再開発事業の関

係に移りたいと思います。先ほど町長の答弁の中でですね、新松田駅北口周辺地域の地権者検討会もですね、回を重ねているというふうな答弁がありました。この会議にはですね、私も参加をさせていただいておりますが、いまだですね、一部の会員の参加によるですね、会議ではないかなというふうに考えています。内容的にも町担当課のですね、説明とかですね、町の委託事業者がですね、説明をして、何名かのですね、質疑なり、応答がありますが、おおむねですね、ちょっと一方通行的な形の中で検討会というものが行われているのではないかなというふうに感じています。スケジュールの中ではですね、先ほど答弁にもありましたし、以前のですね、今後のスケジュール案ということで、令和5年度でですね、準備組合の設立、6年度で都市計画決定というですね、もうあと数か月先にもう準備組合の設立のスタートと…準備組合をつくらなければいけないというタイミング、スケジュール的に対応するにはそういったタイミングではないかなというふうに思いますが、やはり地権者なりですね、その区域のですね、方たちの動向を見ますと、なかなか厳しい状況ではないのかなというふうに思います。やはり地権者の方の全員のですね、感触というものが把握できるような、互いのですね、考え方をですね、理解をするような状況にないですね、やはりこの駅周辺整備なり再開発事業なりというのは難しいのかなというふうに思います。

そこでですね、再度ですね、このスケジュールに対する考え方をですね、お聞きをしたいと思います。令和5年度の準備組合の設立、令和6年度で都市計画決定、令和7年度再開発組合設立というスケジュールでですね、これをどうしてもですね、もう遵守してやっていきたいという考え方なのか。これはあくまでも目標のですね、事業予定でありますということで、これに向けてですね、町のほうは十分努力はしていますが、このスケジュールというのはあくまでも目標であって、とらわれないで、やはり十分な理解を得て進めると。それぞれのね、考え方があると思います。そのところのですね、このスケジュールについての考え方を担当課長さん、町長さんにそれぞれお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

参事兼まちづくり課長

御質問ありがとうございます。今、御質問の最後のほうにあったものが御質問の主な部分だと思います。このスケジュールが4年度、5年度、6年度ということで、年度刻みでそれなりのステップを踏んでいくようなイメージになっています。現在検討会を重ねる中で、じゃあまず4年度末に準備組合までたどり着けることができるのかということですが、先ほど御指摘がありました、検討会3回やって、今月4回目を実施するんですけども、井上議員も御出席ということでお分かりのとおり、今まではどちらかというと、再開発について内容を説明することが多かったんですね。先ほどおっしゃったとおり、お勉強会みたいな形ですね。どっちかというと、こちらから仕組みだとか、補助金のことだとか、権利の変換だとかって、そういったことを主にやってまいりました。そういったことがですね、あらましですね、前回まででほとんど終了しております。

それと前回、最終的にはですね、前回の検討会では税金の特例だとか、事業費の調達方法、また、出来上がったビルの管理運営方法という形で説明をさせていただきました。次回ですね、実施の内容では、まず事業区域の決定と、設置する施設等の検討、それから今後の進め方について地権者同士が直接懇談すると。今までは町が主体になって、こういうのですよ、こういうのですよって説明ばかりしてきましたので、もう頭の中いっぱいになっちゃって、ほとんど再開発のことは皆さん御理解を頂いてるところなんですけども、今後は地権者の皆さんに地権者同士でどうなんだよ、実際どうなんだよということをお話していただいて、そしてそれに助言をしていく。それはこういうことですよという形でやっていきたいというのが、今月やる検討会でございます。

そういった中で当然、検討会に来られてる人は6割、地権者の6割以上の方が大体来られてるんですけども、来られてないんですけども、前向きに検討されてる方々いられます。そういった方には資料提供、それはお仕事の関係だったりとか、やはり皆さんと集まるのが嫌だという地権者の方もいらっしゃいますので、資料提供はしております。そういった中で、今回の検討会の終了時に個別アンケートの書式をお渡しして、今後準備組合設立に向けてやっていきます

けど、率直な御意見を頂戴したいと。また、皆さんで集まっていたらお話をしてお話をしてねと言っても、なかなか意見が出るかどうかというのが難しいんだと思います。自分の資産について明らかにして説明をするということが、見ず知らずの人にそんなことを言えるのかといたら、それはなかなか難しいんじゃないのかなと思います。それと、そういった意味では、ここで準備組合設立に向けては、アンケートで最終的な調整をして、来年年を明けたら、そのアンケートを基に皆さんとまた集まっていきたいと思っています。よって、それによって準備組合ができるのではないのかというふうに踏んでいます。

それから来年度の本組合設立に向けて、まずは都市計画決定を取らなければならない。これはですね、事務手続でございますので、まずは資料を作って、警察とか県の都計課さん、都市計画課さんとまた松田土木…県西土木事務所さんと事務的なものを進めていった暁に、都市計画決定が取れるということでございますので、これにつきましては令和5年度、粛々と進めてまいりたいというふうに考えています。そのことによって令和7年度の頭に、6年度中に、5年度に協議を完了して、同意を、県の同意を6年度に頂ければ、その後本組合の設立という形になっていきますので、まず都決を取るというのが大前提でございますので、今のところスケジュールどおりで推進していきたいというふうに考えています。以上です。

町 長 じゃあ私のほうはあまり細かい話はしません。これは目標の話ですけど、この目標はあくまでも努力目標じゃないということだけ申し上げます。ただしですね、これに…じゃないんですけど、やはり先ほど答弁で言いましたけど、やっぱり丁寧に説明をしながら進めていくという姿勢は当然必要だと思います。ましてや組合の主体的になられる方々でありますからね。今は当然、当然というか町のほうで進めさせていきたいと思いますかというか、先導役としてやっていきますけど、これからそういったことをきちんとしていく方々にもなりますから、組合組織として十分、今は検討会を…いただいて、今度準備委員会、本組合ということにステップアップしていくところの中では、当然皆様方の御意見をお聞きしつつ進めていくという姿勢は、今後も変わらないということだけ私のほ

うからお話したいと思います。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。ちょっと今のですね、1点中で、課長のほうの説明の中でちょっと確認だけしたいんですけども。都市計画決定のほうなんですけれども、やはりその都市計画決定のエリアをですね、定めるところでは、これ地権者の了解といいますか、了承ですね。例えば先ほど新松田駅周辺整備の事業でのエリアがですね、示されたエリアがありますが、例えばそれより、その大きさと同じで都市計画決定を考えられるのか。それとももう少しですね、再開発事業エリアとしてですね、狭めた駅前広場を中心としてですね、その周辺、周辺といいますとちょっとあれなんですけど、以前地図で示された部分だけに限るのか等によってですね、地権者の了解というものが必要であればですね、そこの部分で、当然都市計画決定から外れるところの地権者の考え方もあるかと思います。それらの調整をどのように図っていくのかを、ちょっと確認だけですね、させていただきたいと思います。

参事兼まちづくり課長 まず区域の決定と、区域、例えば区域を決定したときに区域外が出てしまった地権者への説明という2点で大きく説明をさせていただきます。まず区域の決定につきましては、基本的には基本構想基本計画の中でお示しさせていただいた1.8ヘクタールを軸として検討をしております。都決のエリアをですね、検討しております。しかしながら中には、地権者の方の中には、今のところそういったことに興味がないと。今はちょっとということが明らかで、かたくなの方がいらっしゃればですね、なかなかその後の事業の展開が、いくら都決は取れたとしても、実際に事業を展開していくことが困難になってしまいます。また、そういった地権者の方も組合の中に入ってください、今度事業協力者、デベロッパーですよね。デベロッパーさんとの例えば交渉だとか、そういったことについて長引くことがあれば、デベロッパーさんたちはやっぱりある程度、現地に入ってきたときには早く事業を進めていきたい。価値がどんどん上がるのか、下がるのかは別としても、事業が長引けば長引くほど費用がかかってくる。そういった中では、区域をどうしても狭めなくてはならないというような状況が発生するかもしれません。これはこれから準備組合に上がってき

たときに協力事業者、または特定事業代行者、ゼネコンですよね。そういった方たちと協議をしながら、しかしながら町はそういう人たちに虫食い状態にされても困ると。そうじゃないんですよ。一番最初の基本構想基本計画にのっつたまちづくりを目指しています。ですので、それがどの範囲になってくるのかというのをこれから調整していきますし、仮に第1期工事の都決が賛成者の多い区域で事業性が高いエリアだというふうになったとしても、町としては最終形はあの基本構想・基本計画に持っていきたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。そうですね、都市計画決定の1期計画、2期計画というふうな区域を分ければですね、その辺の部分というのはかなり解決していくのかなというふうなことは理解できました。ありがとうございます。

それではですね、また別の再々質問をさせていただきます。そういったですね、事業スケジュールの考え方、町長はもう少し丁寧にやることを基本とするということで、担当課長さんのほうはですね、最初のスケジュール案に沿った方向性で進めるのではないかという答弁だったと思います。そういった中でですね、以前にですね、やはりこの再開発事業はなかなか素人の地権者がですね、実際にこの事業を進めていくのは難しいのではないかなということに対して、専任のですね、担当室の設置、以前のJR松田駅のですね、ときの事例を基にですね、そういった専任担当室の設置についての一般質問をさせていただきました。それに関係するのかどうかちょっと分かりませんが、今回の12月定例会の中では町の課設置条例の一部改正があります。ただ、その条例の一部改正にはですね、直接的には載っていないんですけども、その条例のですね、事務分掌規則の改正というものが示された中に、来年度よりですね、駅周辺事業担当室が新設をされるということだと思います。私は最初見ましたら、前に要望したように直接の担当室が、単独の担当室ができるのかなというふうに思いましたが、ちょっとそうではないようなところもありますが、来年度、令和5年度からのですね、その担当室の新設についてですね、町の考え方をですね、説明をお願いをしたいと思います。

総務課長 すみません、ただいまの井上議員の質問にお答えさせていただきます。詳細につきましては明日の課設置条例のほうで説明させていただきますが、設置状況の目的としましては、当面課題する業務を推進をするために、新しい室を設置するような形で提案させていただく予定でございます。以上です。

6番井上 実際にですね、どういったことかといいますと、そういった担当室が新設されるということで、それは事務分掌規則の改正だということであれば、その事務分掌規則もですね、お示しをしていただきたいし、じゃあ実際にその担当室、松田町の少ない職員数の中でですね、この駅周辺事業担当室はもうそれで専任のですね、職員もですね、兼務ではなく専任なのか、担当室、室ですから室長さんもいらっしゃると思いますが、室長さんもですね、課長さん等の兼務なのかそうではないのか、そういったことの考え方をですね、今ここで示していただければですね、説明をお願いをしたいと。まあ令和5年度以降ですので、その辺はちょっとこれから検討しなければいけないということであればですね、それでも構いませんのでよ、ろしく願いいたします。

副町長 これは全体的なことでは私のほうから。以前、過去の再開発事務所のことを例に捉えてですね、御質問がございました。当時と今現在の体制の一つの違いというのは、当時は一つ、土木的のところは建設課というところが一つございました。今の体制はまちづくり課というふうにさせて、まず頂いております。その中でですね、やはり今出ておりますまちづくりの中の一つとしてですね、駅前整備があるというような、私どもは捉え方をしております。その中にですね、やはりまちづくり課の中で担当室、推進をしていく担当室というところを考えてございます。でございますので、課長としてはですね、まちづくり課の課長がですね、兼務するというようなところで今、私どもは体制を整えていくというところなんです。あとは人数体制ですとかね、ところはちょっとこれから、まだ検討中でございますのでお答えできません。申し訳ないんですがお答えできませんが、そのような考えの中でですね、進めさせていただいております。以上です。

6番井上 ありがとうございます。課長はもう兼務ということが…の方向性だという

ことですが、なかなか職員のほうはですね、先ほどいろんな権利変換とかですね、様々な手続というのは本当に、じゃあそこに、じゃあ地権者のほうですね、自分たちでそういった体制をつくってやればいいのではないかなという考え方もあろうかと思いますが、やはり松田町のようななかなか小さい中で、例えばその準備組合とか検討会ですね、運営資金もほとんどない状態の中ですね、やるには、やはり町行政の職員がそこに何枚もですね、1枚だけではなく何枚もかんでいただくということが必要だろうというふうに思いますので、そういった中ですね、よろしくお願いをしたいと思います。

もう一つの再質問の中で、町長答弁の中ではですね、地権者の個別の意向が見えていないというふうな答弁がありました。先ほどですね、スケジュールの中ですね、これからの検討会は、今まで出席者は検討会ですね、出席者は6割程度であったが、それ以外の人には資料提供をしていると。次回以降の検討会において、次回ですね、次回の検討会においては今後の進め方についての個別アンケートを実施をするという答弁がありました。そういった検討会の方向性というのもですね、今までの勉強会から少し変わっていくのではないかなと思いますが、やはり地権者のですね、個別の意向が見えていない、ではなく、やはりそれをですね、やはり行政のほうでですね、相手のほうに理解をしてもらい、そういった検討会の中で、先ほど課長の説明にもありましたが、自分ですね、自分の関係する、地権に関係することをこうだから、こうだからという、なかなか説明しにくいというのも当然理解はできます。そこにですね、行政が入っていただいて、それぞれの方の理解なり、理解度を、どの程度理解をされているのか。それぞれの方の再開発事業なり、駅周辺整備事業に対する考え方がどのような考え方を持っているのかというのをですね、個々にやっぱり引っ張り出して、行政としては理解してますよと、こういうふうにな、理解してますよということが必要ではないのかなというふうに思います。やはり、こういった会議をやりますから来てくださいという目線ではなく、来れない人に対しても町民目線に立ってということで、先ほどの説明の中でもそういった資料提供をして、それは単に紙を持って行くだけではないというふうには理解し

ていますが、紙を、資料を持って行ってですね、そこで説明をしたりですね、そういったことをすることが必要ではないかなというふうに思いますが、そういった現在の町側の姿勢なり、あと今後のですね、先ほどのスケジュールに準備組合設立都市計画決定、再開発組合設立というところに向けたですね、町のほうの姿勢についてですね、説明をお願いをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長

御質問ありがとうございます。井上議員おっしゃるとおり、なかなか皆さんがですね、自分の土地について意見を言うのは難しいというのは御理解頂けるところではございますが、町としてはですね、一応何度か個別にお話をさせていただいてますので、それなりの方向性は確認はしております。しかしながらですね、それを発表する場に至ってないというところでございます。今後のそういったものについてどういう方向性がいいのかというのは、また今、検討会そのものに会長、副会長、委員、地権者の方の中から代表者を定めて、町の職員はですね、その会長、副会長とですね、この検討会をやるときに約10時間以上の打合せをして、その会長、副会長の疑問点から解消していかないと、実はその検討会にもたどり着けないんですね。コンサルを入れて、会長、副会長には本当に申し訳ない、3時間以上を3回も4回も仕事の合間を見てですね、打合せをさせていただいた中で検討会の進め方をやっております。

今回アンケートの中では、今、井上議員おっしゃったとおりに、まずは今までやった内容で、素朴な疑問点とか、こういうのは分からないよって、いや、理解できてるよとかって、そういったこともアンケートの中にやっぱり入れておくことと、それから聞きたいこと、何でもいいから聞いてくださいと、そういったことをアンケートの中で実施して、それを誰から聞いているということじゃなくて、全体にお分かり…分かりやすく説明することによって、その人にもそのお答えが、また同様の疑問点がある方にも一度にお答えができるような形をアンケートを通じてやっていきたいのと、それから今後の進め方でございますけども、やはり多くの方から賛同を頂きながらやっていくのが通常でございますので、今までどおり丁寧な形で、時間を切ってやるものではありませんので、丁寧な形でやっていきたいというふうに思っています。それが一番の近道

だと逆に思っています。以上です。

6 番 井 上 はい、ありがとうございました。そういうふうな方向性でですね、駅前、駅周辺整備事業、再開発事業をですね、進めていっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、松田町始まってですね、実際具体的にこの段階まで進めていくというのは初めての、駅周辺、新松田駅の周辺整備事業ではないかなというふうに考えます。私はですね、この駅周辺整備事業は町全体のにぎわいを取り戻す上でですね、やはり町全体の希望ではないかなというふうに考えています。町の住民全てがですね、地権者だけではなく駅周辺の利用者の利便性の向上なりですね、その町に住んでいて松田町の駅の周辺が今までと打って変わった、こういうふうな形になったんだよというふうな希望でもあり得ることはないかなというふうに考えます。

再開発事業についてはですね、議会でもですね、外部の講師を招いて何回か勉強会を開いております。先進事例のですね、完了した、先進事例でですね、もう既に再開発事業が完了した箇所とかですね、現在進行中の事業についてもですね、川崎市とか埼玉県とかですね、この間は岩手県等に行ってですね、そういった調査を行ってきました。もちろん松田町と比べるとですね、規模がですね、かなり違うというところではありますが、やはり土地の権利が絡むこれらの事業というのは、権利関係が様々な形でですね、変換をすとか、譲渡をしていかなければいけないという再開発事業ではですね、同じような性格を持ったものだというふうに考えています。そういった先進事例を見ますと、数年でですね、これらの権利関係を調整することとかですね、駅周辺全体の利便性の向上のためですね、町民の声、利用者の声をですね、まとめ上げるのは難しく、ほとんどのそういった事例はですね、やはり20年というふうな事業期間を要する事業であったと。20年たてば、やはりその権利もですね、地権者も相続が発生をしてくると、そういったものが一つの解決策にもなるというふうな先進事例の元担当者がですね、再開発事業の担当者がOBとなったときにはですね、その後の再開発ビルですね、管理者となっているというような事例もか

なりありました。

そういった中においてですね、これからですね、松田町の新松田駅周辺整備事業、再開発事業に対する、もう少し先を見たですね、今後の取組、考え方について、担当課長、町長の考え方を最後にお伺いして終えたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 参事兼まちづくり課長、一言でお願いします。

参事兼まちづくり課長 御指摘頂きましたとおり、ビルを建てれば、駅を造れば、広場を造ればということではありません。おっしゃるとおり、まちをつくっていくということでございますので、今おっしゃられたことを肝に銘じながら、これからの事業に邁進してまいりたいと思います。以上です。

町 長 まちづくり課長が言ったとおりだと思ってます。まちづくりをやっているので、未来を見据えて、今後も強い信念を持って町民の方々と一緒にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 以上で受付番号第3号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取っていただき、午後2時30分から再開いたします。 (11時57分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時30分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。受付番号第4号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、町民の安心のために。

要旨。1、前立腺がんや膀胱がんの術後の方は、排尿のコントロールができないために、尿漏れパッドを使用される方が増えてきていると言われております。その方々が安心して外出できるように、町の公共施設等の男性トイレにサニタリーボックスの設置をしていくお考えは。

2、AEDの使用が1分遅れるごとに、救命率は10%ずつ低下すると言われております。一人でも多くの町民の方がAEDを使用できるようにするための講

習会は、どのように行われていますか。また疾病者が女性の場合、AEDを使用する際に胸部を覆う三角巾を使用することで、ためらうことなくAED使用に応じることができます。三角巾をAEDの附属品として配置するお考えは。

以上です。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

全国の自治体においてサニタリーボックスを、男子トイレの設置が広がっていることは承知をしております。その理由として、近年日本の食文化の欧米化が進んできたことが原因で、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきており、前立腺がんや膀胱がんになると排尿障害や、膀胱内に腫瘍ができ、患部を摘出した手術を行っても尿漏れや頻尿の症状が残ると言われ、日々の生活においてもおむつや尿漏れパッドを着用して過ごされることが一般的となっている状況でもございます。そのような中、男性用トイレにはサニタリーボックスの設置が進んでいないため、おむつや尿漏れパッドを着用している方が、自宅まで使用したおむつ等をビニール袋に入れて持ち帰る状況を解決するため、公共施設を利用される方が安心して施設を使用していただくためにも、男性用トイレにサニタリーボックスを設置することは大変重要なことと認識しております。

県内の他市町においてもサニタリーボックスの設置は進んでおり、足柄上郡内では開成町が役場庁舎と町民センターに設置し、南足柄市さんもサニタリーボックスの設置の準備を進めていると伺っております。また、二宮町では、町施設などの15施設の男子トイレに設置済みと伺っております。

現在、本町においてもサニタリーボックスの設置については、役場庁舎の男子トイレと多目的トイレ、生涯学習センター、健康福祉センターの男子トイレには、既にサニタリーボックスを設置しております。対象となる残りの町有施設約30か所についても、今年度中に順次、利用者の方が快適に使用できるよう、サニタリーボックスの設置を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問にお答えをいたします。AEDは誰でも使える機器であり、使用に際して特に資格等は必要はありませんが、初めて使用する方が戸

惑うのは当然のことと存じます。そのため、本町においても、AEDを使用する講習会につきましては、小田原市消防本部の普通救命講習や、日本赤十字社の救急法基礎講習などを行っております。

小田原市消防本部が行う普通救命講習は個人向けと団体向けがあり、個人向けの講習は年2回、生涯学習センターにて3時間の講習を開催しております。今年度は7月3日と10月16日に開催し、合計で24名の方が受講されております。講習の主な内容は、AEDの使用方法、応急手当の基本と心肺蘇生法、止血法などを中心に行います。講習では、AEDの機器の使用が体験できます。団体の講習は、原則6名以上10名以下の団体で申込みをしていただき、御指定の講習会場での実施が可能で、講習内容は個人向けの講習と同じです。ただ現在、コロナ感染症拡大防止のため中止となっているところでもございます。小田原市消防本部の普通救命講習、個人向けの講習の案内につきましては、「広報まつだ」にて掲載をして周知を図っているところでもございます。近年では新型コロナウイルスの影響もあり、受講者も減っておりますので、今後も緊急時に備えるためにも受講者が増え、地域住民が安全・安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、三角巾をAEDの附属品として配置することについての御質問ですが、女性疾病者のプライバシー保護を図るため、近年では上半身にかぶせる三角巾をAEDシートとして用いるなど、AEDの附属品としてAEDボックスの中に入れることが浸透してきました。本来ならば上半身の衣類を脱衣させ、心音を確認し、電極パッドを貼ることが効果的ですが、疾病者が女性の場合、プライバシーの保護の観点から当初から問題とされてきました。そのため着衣のまま電極パッドを貼ったり、衣服をかけるなどしていましたが、確実な電極パッドの装着の必要性和プライバシーの保護を優先できる、三角巾の使用を推奨する自治体が増えてまいりました。三角巾は女性疾病者のプライバシー保護を図るためだけでなく、三角巾の本来の目的である止血や、患部を固定するなど応急手当にも活用できるため、町といたしましても町民の方の安全・安心な生活を守るために、今年度中に町内のAED設置を、設置している全施設27か所に、

AEDシートとして利用するための三角巾を購入し、AEDボックスに配置してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

7 番 南 雲 再質問させていただきます。1番目のサンタリーボックスの設置についてでございますが、既に設置されているとのことで、設置させていただいたことは高く評価させていただきます。

2点再質問をさせていただきます。男子用トイレの個室トイレのサンタリーボックスの設置については、埼玉県の新聞へ男性からの手記が寄せられたのが始まりで、現在設置する自治体が全国的に広がったと言われております。一生の間がんになる確率は男性65%、女性50%となっております。そのうち男性で最も多いのは前立腺がんで、9人に1人が発症しています。幸いなことに、このがんは5年生存率が99%と非常に高く、手術後も普通に生活できる可能性が高いがんです。トイレの環境改善などに取り組む、一般社団法人日本トイレ協会が、今年2月インターネットで行ったアンケート調査では、パッドやおむつを使っていると答えた20代から80代の男性約40人のうち、25人がサンタリーボックスがなくて困った経験があると回答しています。男性はなかなかこのように困っている状況を伝えづらいと言われております。

町では、サンタリーボックスの設置が順次進められているということですが、そのような中で、町に設置されているサンタリーボックスを必要とされる方に分かりやすいように、男性用トイレの個室のドアに大きめに、サンタリーボックスがありますというような表示をしていただければ、利用される方が安心してトイレを使用できると思っておりますが、お考えを伺います。

総 務 課 長 ただいまの南雲議員からの御質問にお答えさせていただきます。サンタリーボックスは役場の庁舎のほうに、男子トイレに全て設置をさせていただいておりますが、今現在御指摘のとおり、サンタリーボックスを設置しているという表示がないような状況でございます。利用者の方にですね、分かりやすくPRするためにもですね、何かしらのですね、表示等をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 何かしらの御表示をしていただけるということで、進めていただきたいと思います

います。

新聞にこんな記事の掲載がありました。前立腺がん罹患者は増加傾向にあり、前立腺がんを患う男性は術後に排尿のコントロールができないため、尿漏れの心配がつきまといまいます。個人差がありますが、パッドは数時間おきに交換が必要になり、パッドを使う男性は、交換したパッドを袋に入れて持ち帰るのは、臭いが気になり精神的負担がかかります。公共施設だけでなく企業でもサンタリーボックスの設置を進めてほしいとの記事です。そこで、町から商工会等にもお声がけして、民間の施設へも設置を呼びかけてはと思いますが、お考えを伺います。

総務課長 各施設、民間さんの施設についてサンタリーボックスの働きかけということでございますが、サンタリーボックスが基本的に皆様のほうにまだ浸透が、まだなかなかされてないような状況でございますので、今後ですね、役場とか、役場の関係機関ですね、につきましてはどうですか、今後こういうようなサンタリーボックスというものがあるということ、だんだんだんだん広く知れ渡っていくような形になると思いますので、そういう状況の中で各関係機関が設置が可能かどうかというのはですね、今後もその関係課を通じてですね、ちょっと確認をしながら、対応ができるようなところであれば御協力を仰いでいきたいというふうに考えております。以上です。

7番南雲 民間のほうにも周知していただきながら進めていっていただくということで、尿漏れパッドを使用されている方が安心して外出できるように広がっていくことを希望いたします。

次の2番目の再質問に移らせていただきます。今年10月29日に韓国ソウルの梨泰院で起きた群衆事故では、日本人お2人を含む150人以上の方がお亡くなりになりました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。この事故後、救急救命の講習の参加への問合せが5倍に増えたそうです。AEDは平成16年7月に厚生労働省通達により、医師、救急救命士等の医療関係者だけでなく、消防職員や一般の方もAEDの使用が認められるようになり、平成29年3月定例会の一般質問でもAEDについて質問させていただきましたが、町全体で21か所、22

台のAEDが設置されているとの御答弁でした。その後、2019年1月31日に、24時間営業のコンビニエンスストアとAEDの設置に関する協定を締結されています。また、一般質問をしたときには、湯の沢地区では24時間対応のAEDの設置がありませんでしたが、その後セブンイレブンの設置のAEDが使用できるようになりました。松田町第6次総合計画で、AEDの設置目標は2022年で29台となっていますが、現在の町のAEDの設置状況を伺います。

総務課長 ただいまですね、御質問あった町内のAEDの設置箇所という形になりますが、こちら官公庁と民間施設も全て合わせて町内ですね、42施設44台を設置しているような状況でございます。以上です。

7番南雲 44台ということで、非常に目標を上回った設置状況でございます。それで、設置が進んできている中、AEDの講習を町民の方が受けやすい状況にすることが大事になってきます。小田原市消防本部や、日本赤十字社が講習会を行っていることですが、小田原市消防本部が行う個人向けの普通救命講座は、今年度7月3日と10月16日に開催され、合計24名の方が受講されたとのことでした。赤十字社が行う救急法基礎講習は開催されたのか伺います。

総務課長 日本赤十字協会ですね、救急法基礎講習につきましてはですね、あくまでも神奈川県支部さん、日本赤十字の神奈川県支部さんがやられてるものがございますが、こちら申込み有料でございます。有料についてなので、希望者の方が直接申し込んでいただくような形になりますので、申込み等の実施はされてると思いますが、すみません、ちょっと件数については、すみません、把握しておりません。以上です。

7番南雲 承知いたしました。有料ということで、把握ができていないということで。6名以上10名以下の参加があれば、団体や自治会等のAEDの講習会の開催ができますが、現在はコロナ禍で中止されているとのことですが、過去に団体等の開催状況や…があったかどうか、また参加人数等を伺いたいと思います。

総務課長 まず小田原市消防の団体の講習でございます。こちらのほうについては、先ほど町長答弁のほうにありましたように、今年度8月からは中止という形になっております。消防のほうにですね、こちらのほうの集団講習について確認

したところですね、まず初めに最近ではですね、最近というか実施してるところは、自治会で以前申込みがあられたというお話をお伺いしております。それとですね、あとこちら役場の職員、役場の職員を対象にですね、平成29年まで一応実施をさせていただきました。30年度はちょっとコロナが始まりましてですね、2年、3年とコロナの影響で講習自体が中止になっているような状況でございますので、役場のほうは定期的にAEDの講習をやっておりまして、一応先ほどお話ししましたように、今年度コロナの影響が解けて、また集団講習等ができるようになれば、また新人の職員等も増えてきてまいりますので、そういうのも対象にまた再度講習会をお願いしたいというふうに思っています。以上です。

7 番 南 雲 職員の方の講習も過去には行われていて、またこれから講習のことを進めていくというお答え、御答弁でした。それで、コロナが収まったときに、AEDの周知のために「広報まつだ」でAEDに関するコーナーを設けることはいかがでしょうか。お考えを伺いたと思います。

総 務 課 長 AEDのコーナーと申しますと、AEDの周知を広げるようなイメージでございますでしょうか。AEDの取り扱い等につきましてもですね、今うちのほうでいろいろと内部、安全防災担当室の中でもいろいろと話をさせていただいたんですが。例えば防災訓練の中にそういうのを1回AEDの使用みたいな形で消防の方を呼んでやっていただくのもいいかなという話とか、あと町のホームページにですね、例えばAEDの使用手法とかをアップができるような、使用方法ができるようなアップができるような形でですね、周知ができるような形でやれたらどうかということで、今そちらのほうについても対応を検討しているところでございます。以上です。

7 番 南 雲 今ホームページにアップというお話が頂けました。それで茨城県石岡市ではAEDの救命措置の動画が配信されています。私もAEDの講習を受けてから大分時間がたっていましたので、この動画を視聴させていただき、講習を受けたときのことを思い出し、とても参考になりました。講習を受けた後、動画の配信を視聴し、講習の内容を確認することは非常に有効だと思います。ホーム

ページにアップしていただくとともに、このようなお考えについて伺いたいと思います。

総務課長 はい、そうですね、AEDの使用方法につきましては今議員がおっしゃられたように、前講習受けたけどちょっとやってなくて使い方忘れちゃったっていう町民の方も広くいるとは思いますが、そのようなAEDの使用方法の媒体をですね、ホームページ等にアップさせていただいて、広く町民の方に使い方を思い出していただくというような形でやっていきたいと思ってます。以上です。

7番南雲 動画の配信ということも考えていただけるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。学校におけるAEDの講習会の開催も大事だと思います。平成29年の一般質問で、学校におけるAEDの講習会は開催されていないとのことでしたが、その後開催されたか伺います。

教育課長 中学校では学習指導要領の中で、傷病の防止といったものがあります。応急手当の意義と実際という内容に、心肺蘇生法の言葉は記載されております。そういったことで中学校は保健体育の授業の中で教える機会がございます。一方小学校では学習要領には記載されておられません。そのため教科書の、保健という教科書があるんですが、保健の中で発展という記載がありまして、これは中学校の保健体育の授業につながる発展というものがございます。授業では教えておりませんが、そういう発展という中で教科書に記載されておりますので、児童でも自主的に学ぶということができると考えております。中学校では実施しております。以上です。

7番南雲 その授業では実際にAEDの操作とかはされていらっしゃるのでしょうか。

教育課長 教科書の中にそういった記載もございまして、物を見せておりますが、実際の体験というところまでは行っておりません。

7番南雲 茨城県の水戸市では水戸市消防本部主催の小学校6年生を対象としたジュニア救命士養成講座が行われ、授業参観も兼ねており、たくさんの保護者の方が参加されたそうです。最初に映像を見ながら救命処置の大切さを学び、その後練習キットを使い、胸骨圧迫やAEDの操作を体験されました。子供たちは命

を救うための方法を身につけるために真剣に取り組み、一定のリズムで心臓マッサージをすることの難しさ等も学ばれました。私も講習を受けたとき体験しましたが、心臓マッサージは腕の力だけでは駄目で、体重を腕にかけてやりましたが、実際にやってみるととても大変だったと感じました。そのとき消防署の職員の方が、6年生ぐらいから中学生ぐらいの児童・生徒が対象かと思いますが、小さいときからそういう人命救助の練習をして技術が身につくことで、大人になってからも経験を生かすことができるのではないかとされていました。学校での実地の体験をお願いしたいと思いますが、開催についてのお考えを伺いたい。

教 育 課 長 議員おっしゃるとおり、そういった知識及び応急手当の認識、また技能、そういったものを備えないといけないと思っております。学校とよく実地までできるかどうか、よく相談してまいりたいと思います。

7 番 南 雲 ぜひお願いしたいと思います。最後にAEDの附属品として三角巾の配置について伺います。心肺停止からの蘇生は1分1秒を争います。そのため傷病者が女性でも、ためらわずに適切にAEDが使用できる素早い処置につながります。三角巾は設置していただけるとの御答弁でしたが、設置される場合、1枚ですと透けてしまう可能性がありますので、2枚以上の設置をしていただくことはいかがでしょうか。

総 務 課 長 三角巾につきましてはですね、当初から一応2枚は最低でも、1か所に2枚ずつは購入する予定ではおりますので、はい、そのような形にしていきたいと思っております。はい、以上です。

7 番 南 雲 よろしく願いいたします。御答弁にありましたように、三角巾は肌を覆うことができるほか、骨折部位の固定や止血にも使用できます。AEDボックス内に三角巾を設置し、AEDを使用する際には必要に応じて三角巾が使われるようにAEDボックス内に使用目的や方法を明示して、骨折部位の固定や止血にも使用されるようにしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

総 務 課 長 三角巾のほうにつきましてはですね、AEDのボックス内に収納させていただくときに、その使用方法とか例えば三角巾の使い方って、図柄でよく腕でや

るときはこうだとか、手でやるときはこうだみたいな形の図の説明資料もですね、一緒に添付をさせていただいて、そのように幅広い活用をしていただくような形でやっていきたいと思っております。以上です。

7 番 南 雲 一人でも多くの方がAEDの操作ができるように希望して一般質問を終わりにいたします。

議 長 以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第5号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 平 野 では、議長よりお許しをいただきましたので質問させていただきます。

受付番号第5号、質問議員、第4番 平野由里子。件名、食におけるSDGs。地球の健康と私たちの健康について。

要旨。食におけるSDGsはフードロス問題だけではないと考えてお尋ねいたします。

1、町はフードロスについて啓発をしていますが、完食することによって食べ過ぎになると健康によくない結果をもたらす場合があります。食べ切ることを呼びかけるなら、同時に作り過ぎないこと、持ち帰りができることも呼びかけるべきですが、こうした取組はなされていますか。

2、広報11月号、12月号もそうでしたね。町長エッセイにおいて地産地消が推奨されておりましたが、学校給食における現状は。またさらに踏み込んで、オーガニック給食を目指すお考えはございませんか。

3、図書館の図書購入費は、平成26年度から令和3年度の8年間で減り続けております。電子図書についてもただいま休止したままです。今後の方針をお聞きします。

以上です。

町 長 それでは平野議員の御質問に順次お答えをいたします。1つ目は私から。2つ目、3つ目は教育長さんからお願いすることになりますので御了承ください。

まずフードロスの問題についてでございますが、現在日本では毎年600万トン以上、国民1人あたりに換算すると1日当たり茶碗1杯分の食品が捨てられ

ており、松田町においても昨年度実施した調査では、燃やすごみのうち約3割がいわゆるフードロスというごみという結果が出ております。買い過ぎや消費期限を過ぎてしまったことなどにより、食べられずに捨ててしまう直接廃棄と、野菜や果物などの本来食べられる部分まで調理くずとして捨ててしまう過剰除去並びに作り過ぎや好き嫌いによる食べ残しがフードロスの大きな要因となっております。

フードロスは、世界中には貧困により満足に食べ物を得られない方々が多い中で、食料資源を捨ててしまっているということであり、また焼却処分をする際には多額の費用がかかるとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスが発生することから、SDGsの目標の達成に向け、早急に削減を図る必要があります。松田町においても、これまで広報や啓発グッズの配布などによる啓発に加え、クールチョイス普及啓発事業の一環としてエコクッキング講座を開催するなど、主に食べ切ることをテーマとしたフードロス削減の啓発を行ってまいりました。また、ごみ削減を図るために、住民向けにてコンポスト配付事業を推進しており、生ごみを可視化することによって、食べられる部分への気づき、環境に対する興味や参加意識を実感できるような仕組みづくりも行っております。

フードロスの削減に向けては、作り過ぎないこと、持ち帰りができることもそれぞれ重要な対策であることから、これまでの町民の皆様に向けた取組を継続するとともに、今後は御提案のあったキーワードが町内の飲食店等も含め、より多様な視点からフードロスの削減に向けた取組が地域に広がるよう、さらに啓発に取り組んでまいります。

次に2点目の御質問になりますので、教育長さんからお答えさせていただきます。

教 育 長 それでは2点目からの御質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

2点目の学校給食における地産地消についてですが、国では平成21年4月に施行された学校給食法の改正により、学校給食に地場産農林水産物の活用に努

めることや、食育の推進などが規定されております。また神奈川県では、県の食育推進計画において、公立小・中学校の学校給食において、地場産物を使用する割合を増やすことが記載されております。神奈川県教育委員会においても、学校での給食、食育により、食を通じた健康づくりを行うことを目標とし、地産地消の学校給食の推進に取り組んでいます。そのような中で学校給食において地産地消のものを使用することで、安全な地元農水産物を提供することができたり、地元の農産物や野菜の旬について知ることができたりするなど、健康にも教育的にも有意義なものであるとされております。一方で食材の品目数や、通年において安定的な数量を確保することが難しいことや、大量流通に適したシステムとなっていないため、コスト面で見合わない可能性があるため、そういった課題があり対応できていない面もあります。

平野議員の御質問の、学校給食の現状ですが、小・中学校では学校給食を通して食事の重要性、心身の健康、感謝の心など、各学校で目標や方針を定め、児童・生徒の発達段階に応じた食に関する指導を行っております。地産地消の取組についてですが、国の法律、県の計画、取組に加え、町の総合計画においても地産地消を通じた食育の推進を掲げており、日頃から学校給食で地産地消の食材を積極的に取り入れております。昨年度の神奈川県の調査、小・中学校の学校給食における地産地消の使用食品数の結果ですが、町内産の使用は松田町は9.4%、県内市町村の平均は6.8%でありました。次に県内産の使用は、松田町は54.3%で、県内で最も高い使用であり、県内市町村の平均は17.6%でありました。なお、神奈川県では県内産の食材の使用を地場産という定義となっております。次に、国産の使用は松田町は87.4%で、県内市町村の平均は84.8%でありました。このように昨年度の松田町の調査では、市町村内産、県内産、国産ともに平均よりも多く積極的に取り入れている状況でございます。

次にオーガニック給食、有機栽培による給食についてですが、有機栽培をしている生産者が少なく、給食食材としての確保が難しい。食材の供給量が少ないと価格が高くなるといった理由もあり、利用できていない状況であります。また供給や価格だけでなく、農薬を使用していないため、野菜に水をつける時

間を長くすることや、野菜を洗うことを念入りにしなければなりません。そのため下処理に時間がかかると伺っております。

他の自治体を調査したところ、千葉県いすみ市の有機農業産地づくりにおいて、学校給食に100%有機米を使用しているという事例がありました。いすみ市では平成24年から町が一体となった自然と共生する里づくり協議会を設置し、平成29年に市の学校給食が100%有機米となり、平成30年からは野菜農家とも連携し、有機野菜供給も現在までに8品目に増えています。この取組を始めたときは、有機農産物の生産者は少なく生産量も限られていたため、生産面での支援が必要であったようです。有機農産物の学校給食に実現させるためには、地域を挙げた体制的な生産支援、財政的支援、様々な機関・関係者との協力体制が必要であります。この事例からうかがえることは、有機農産物を学校給食に取り入れることは、食育を通して子供たちをどのように育てていきたいかといった議論に加え、農業、環境や食文化など、町ぐるみで総合的な課題として捉え、合意形成が必要であると考えられます。こうした高いハードルがありますが、今後食育をテーマにまちづくりを進めていく上での手段の一つとして考え、検討してまいります。

次に、3点目の図書館の今後の方針についてお答えいたします。まず近年の図書購入予算額と決算額を申し上げます。平成30年度の予算額250万円に対し、決算額249万9,000円。平成元年度の予算額250万円に対して、決算額188万4,000円。令和2年度の予算額250万円に対し、決算額203万9,000円で、このうち65万6,000円が電子書籍使用料で、図書購入費のみでは138万3,000円。令和3年度の予算額158万4,000円に対し、決算額124万4,000円でございます。このように図書購入費は年々減少となっております。その要因といたしまして、生涯学習センターの蔵書数が現在約7,400冊となっております。旧町民文化センターの建設当時の蔵書予定数をはるかに超えている状況となり、図書館内の開架図書のほか、当時書庫でなかった会議室や倉庫を利用し、生涯学習センター内の2か所に図書倉庫を設けるなどして対応しているところでございます。

魅力ある蔵書を維持発展させるためには、図書を収集するだけでなく、魅力

の薄れた蔵書は開架図書から書庫へ移動させ、また使用に耐えられなくなった蔵書は除籍するなど、残念ながら年々町の財産処分を行っている状況です。このような状況を鑑み、主に次の理由により、結果的に図書購入費が減額となったものであります。1点目は、以前の図書選定により、図書購入後、本の貸出しデータを確認した結果、一度も読まれてない図書の購入があったことにより、本の購入方法を見直したことであります。2点目は、新書を購入することにより、購入した冊数分を書庫へ保管するにもスペースがなく、リサイクル本として処分していましたが、これも限界があるため抑制をしていきました。3点目は、特に近年では新型コロナウイルス感染症拡大により利用者が減っていることから、図書の購入を進めなかったことなどによります。こうした理由により、毎年度の選書に際し、より慎重に様々な年代を考慮し図書の充実を進めておりますが、図書館の利用状況を総合的に考慮した上で、限られた予算の活用を図った結果でありました。

また電子図書につきましても、令和2年度に導入し、2年間利用させていただきましたが、著作権の関係で2年を超えた電子図書であることや、高齢者の方々などに対して電子図書の利用が浸透せず、利用者の増加が見込めなかったため、令和3年度末に休止させていただきました。このため、当初から事業者に対し、広域化ができないかと提起いたしました。現在、運用側、出版社側を含め検討されているという報告を受けております。今後につきましては、状況が変わらないままでは電子図書を再開する予定はございませんが、広域活用の課題が解決される状況、また利用者のニーズも高まる状況になれば再考していきたいと考えております。以上でございます。

4 番 平 野 御回答ありがとうございます。一つずつ再質問をさせていただきます。まず食に関することなのですが。確認のためSDGsをちょっと確認しますと、2番、3番、12番、15番に関連するかと思います。2番の飢餓、それから3番のあらゆる人に健康と福祉、12番の作る責任、使う責任、持続可能な消費生産、15番の陸の豊かさ守ろうというところで、土地劣化の阻止というところがありますので、その辺りが関係するのかなと考えております。

まず1つ目のフードロスについてなんです。啓発やっているということで、確かに広報10月号でしたかね、あれを見てもフードロスを気をつけようと同時に、作り過ぎないことも呼びかけているなというふうに私も判断しています。これは家庭向けのことなのかなというふうに思っていました。それで今回ちょっと踏み込んで、外食などもそういうものを啓発してはどうかというようなところまで言いたかったわけなんですけれども。それに関しましては、このフードロスということは、お答えの中にはやはり食料資源の無駄遣いをやめるとか、処分費用のこととか、それから地球の温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>のこととか、そういうようなことがやはり言われておまして、全く本当にそのとおりだなというふうに私も思っているんですけれども。この食に関するSDGsの問題としては、一つ、量の問題として作り過ぎということ。これは先ほどおっしゃったように、フードロスの観点と、もう一つは摂取カロリーという観点が出てくるので、環境上下水道課とともに、健康づくり課なども関わってくる観点なのかなというふうに思っています。また質の問題としましては、やはり塩分注意と野菜の摂取量なども入ってきますので、これもやはり環境上下水道課というよりは健康づくり課なのかなというふうな感触は持っています。

そしてこの塩分に関しましては、比較的注目がされやすい項目かと思っていて、よく取り上げられていると思います。町の中でもヘルスメイトなど、食生活改善などで取り組まれていると聞いております。そしてまた松田町健康増進計画・食育推進計画、後期ですかね、2019年から23年まで。これの29ページの中にも青年早期や高齢期には減塩の勧めとはっきり書かれておまして。日頃の塩分摂取量を知り、減塩を意識してもらうことというようなこと。それがちゃんと外食も含めっていうふうに表記、ちゃんと出てるんですね。なので、町の計画の中にはそういった観点が盛り込まれているんだなということは、私も確認しております。それで家庭向けの呼びかけだけではなくて、そういった飲食店への啓発というのもやはり必要になってくるのかなというふうに思ったんですが。お答えの中にも、町内飲食店も含め、多様な視点から取り組んでまいりますというような、前向きな姿勢は頂きましたので、ぜひやっていただきたい

いなというふうに思っているんですが。やはり健康的な外食であれば、外食はちょっと量が多いし、塩分が強いし、野菜も少ないしなんて思ってる方が、逆に、あ、外食してみようかな、楽しんでもみようかなっていうことで、新たなニーズの掘り起こしにもなるということになれば、観光経済課のほうにも関連してくることなのかなと思いますので、横断した取組でぜひお願いしたいなと思います。

ちなみに、資料的なことをちょっと申し上げますと、ちょっと古い、2017年の調査になりますけれども。首都圏の飲食店の定食48個をエネルギー量を測ったところ、中央値が935キロカロリーだったというようなデータがあります。これは結構高い、1食にしては高いカロリーになってしまいますので。町の中で実際測ったわけではないですけれども、そういったところを目安に啓発にしていくのは大事なのかなと。一つには選択することができるというようなことが求められるのと、あとは利用者のほうも含めてですが、店とのコミュニケーションでちょっと減らしてよとか、そんなことが言いやすい環境であればというふうにちょっと思います。

先進例といたしましては、小田原市のほうの健康づくり課がやっているものなんですが、家庭向きの呼びかけなどのこのレシピ集なども出しているんですが、お店のほうの呼びかけということで、「いい塩梅」というようなマップが毎年作られておまして、こんな形で作られておまして、塩分に気をつけたり、野菜の摂取量を多くしたりするメニューを置いてくれるところをマッピングしているというような事例もあります。ちなみに小田原市に聞いたところ、地方創生推進交付金を使っているというようなお話でしたので、いろいろな手段が考えられますので、ぜひ取り組んでみてはいかがかなと思います。また松田はね、飲食店が頑張っている町ですが、やはりもう少しエリア広げて、この足柄近隣で取り組めると非常に効果的ではないのかなと思います。その辺り、こうした啓発活動、広い意味で、環境上下水道課以外に健康づくり課、あるいは観光経済課など、もしそういったお考えあればと思いますが、いかがでしょうか。

観光経済課長　いろいろと教えていただきましてありがとうございます。観光経済の観点からいきますと、町内の飲食店多数ございます。本当にいろいろなことをやっていたいてるわけですが、今回コロナの関係です、一つ切り口といたしましては、テイクアウトの推進、これが町のほうもいろいろ支援はさせていただきまして、進めてきた経緯がございます。その中でお店側も、またお客様側もテイクアウトの観念が一つできてきたかなというところがあるのがまず1点。本当に先進的な事例でいくと、塩分の、また健康のといった側面からいろいろな取組があるということは教えていただいたんですけども、一足飛びにそこまでなかなか飛んでいけるかなというところが正直ありますね。やっぱり、先ほどおっしゃっていただいた中で大事なものは、量を少なくできずとか、お持ち帰りができる。これは先ほどのテイクアウトにもつながると思いますけども。やはりこういったことをですね、お客様に来ていただく皆様に選択としての情報、これを皆様に共有できるような話、取組ですね。例えば町内に飲食店のマップというの、例えば西平畑でイベントをやったとき、いろんなイベントのときに町内の飲食店マップなんかも作っております。やっぱりこういう中ですね、こういったことも可能ですよと、先ほど来の話のようなものも盛り込んだ情報の提示というのが第一歩としてはあるのかなというふうに感じました。ありがとうございます。

子育て健康課長　今、平野議員からお話でしたが、うちの町で行っております健康に関連した講習会とか教室につきましては、御自身の日々の食事やあとは運動しましょうといった、そういった事業が多くなっております。そういった中、食事に関しては御自宅では塩分や量など調整していただくことができ、外食でもそこは御自分たちで気をつけていただいているとは思っております。ただ、小田原市の取組については、平野議員から伺うまでは存じ上げておりませんでした。今後勉強してまいりたいと思っております。

松田町でまずこういったことを行うには、そうですね、塩分の関係とか、あとは量、野菜の量ですね。そういったものが小田原市のほうでは常勤の管理栄養士さんがそういったことを考えながらやっていたらと伺っております。

す。まずそういった方がいらっしゃるかどうか。もしやるならば委託になるのか。あとはそうですね、運営の関係とか、先ほど柳澤課長からお話もありましたが、飲食店さんとの調整もございますので、こちらのところにつきましては、関係課等といろいろ調整ございますので、少しお時間頂きながら考えていきたいと思っております。

4 番 平 野 ありがとうございます。非常に前向きな回答を頂けたと思います。こんなことを言い出したきっかけとしましては、ちょっと社会人講座を受けたときにこのようなイラストを頂いたことなんですね。お店に行きますと、こちら、洋服屋さんに行きたいとか食べ物屋さんに行きたいという考えがあった人が、洋服屋さんに行って大きいものがある、これにしようかなと。食べ物屋さんでこれにしようかなというふうに決めたところで、結局洋服屋さんでは自分に合った大きさのものをを見つけることができる。だけど飲食店では、頼んでみたらすごいこんなに来てしまったと。そして結果としては、洋服屋さんではお客さんはにこにこ笑顔で帰るんだけど、飲食店では食べ過ぎた人はちょっとげっぷをしながら、そして食べ切れないとお店の人が困った顔をしながらというような結果になるというような、ちょっとイラストをもらったものですから。これは非常に意識的にとても見落としていた観点かなと思って取り上げてみました。ぜひ前向きに、時間はかかると思いますが、進めていただければなというふうに思っております。

そして2番目に移ります。学校給食における問題ということで、まずは地場産ということなんですが。お答えの中に、松田は非常に学校給食で地場産の取組、非常に頑張っているというようなお答えを頂き、また数値とともに平均よりも非常に地場産が多いんだというところを示していただいて、少し安心をしたところでございます。そして、この地場産に関して私もちょっとホームページとかでいろいろ見てたんですが、一応の定義としては県内産というようなことだというようなことも納得いたしました。そして食育の推進を図るということだったんですけれども。たしか食育の推進のところですね、農水省の食育推進基本計画のところ、いろいろ学校給食についても非常に国のほうも支援

をしているようなところもあったんです、見つけたんですけれども。この栄養教諭による地場産に係る食に関する指導というのの平均取組回数を全国平均、令和元年度では月に9.1回だったそうなんです。令和7年度までに月12回以上とするという目標が一応農水省の第4次の食育計画に書いてありまして。この辺り、松田ではせっかくこの平均より多い地場産の取組をしているということなんです。日常的にこうした、今日はこういうのを使っているよみたいな放送をすとか、そのくらいでもいいんですが、何かそういった取組をされているんでしょうか。

教 育 課 長 御質問頂いたとおり、私も調べましたところ、その国の取組、計画というのは把握しております。また県でも目標値30%以上っていうものを掲げております。そういったことで町でもより推進していこうということで、栄養士も深く取り組んでいるところでございます。御質問の、献立の中で地場産品を使うかどうか、使ってるかどうかということは、栄養士が作る献立表とか給食だよりがございます。そこで記載をするとともに、毎回ではないんですが、栄養士が原稿を作りまして、お昼休みに児童・生徒がそれぞれの学校で、今日はこういう給食ですよ、地場産こういうのを使っていますよっていうのを放送してるといことを確認しております。以上でございます。

4 番 平 野 ありがとうございます。栄養士さんがすごく頑張ってお便りを出していらっしゃるとか、それから栄養士さんが作った原稿を生徒が放送しているというようなことで、そういった日常的な取組がこういった食育につながるということが納得できました。

そして、これだけしっかりとやられているということなので、ぜひ町の外に対してもぜひアピールをしてほしいなというところがあります。例えば中井町では給食の食材の産地公表を毎月やっていて、小田原市などもホームページのほうで毎月載せているという取組があって、松田町はその辺ちょっとホームページ見たんですが、見当たらなかったんですね、そうした情報が。完全自校式というのがうたわれているのは非常にいいことだと思うんですけれども、やはりせっかくですので、こうした地場産について頑張っているというようなアピ

ールもホームページ等で町の外にも向けると、やはりいいのではないかと思うんですが、その辺りは何かされているんでしょうか。

教 育 課 長 校内と保護者の取組は十分にやっておりますが、御質問のとおり、御提言のとおり、そういったPR不足というのはございます。せっかくいい町の取組ですので、町のホームページ、または学校にもホームページはございますので、そういったところで積極的に呼びかけて周知をお知らせをしていきたいと思っております。

4 番 平 野 はい、ありがとうございます。ぜひこうしたアピールを少しずつでもやっていただければいいかなと思います。

そして、もう一つ踏み込んでオーガニックという取組についてはどうでしょうかということ御質問させていただいたんですけれども、やはりちょっとそういう感じかなというふうには覚悟はしておりましたけれども、有機のね、実際にやっている生産者は少ないということで、確保は難しいと。それから有機になると食材も多少高くなるということで、私もその辺りは心配をしているところでございます。ただ、仕方がないのかなというふうに諦めていると何も進みませんので国のほうは2021年、みどりの食料システム戦略というものを策定いたしました。さらに今年の7月には環境負荷低減事業活動の促進に関する法律という法律化にもなっております。これは2030年度までに輸入肥料、化学燃料を原料とした化学肥料の使用量を20%減、50年までには30%減、2050年までに有機農地は25%、約100万ヘクタールだそうです、に掲げること目標としているということで。ただ現在、2020年現在、有機農業の取組面積は0.6%だそうです。なので、国としてもこれは非常に大胆な目標を打ち出されたなというふうにびっくりしたところなんですけれども、やはりこの辺りは国の危機感が非常に伝わってくるかなと思ったところです。

といいますのは、今回のコロナ、それからウクライナのこの紛争に影響されて、化学肥料の価格が高騰し、農家が非常に困っているという現状ですね。化学肥料はほぼ、現在のところほぼ全量外国からの輸入に頼っていますので、直撃を受けているというような状況です。お金を出せば輸入できるということ

前提にした食料の安全保障が通用しないということが明らかになったという危機感の表れかと思います。

また、アメリカのラトガーズ大学周辺の研究者による発表が8月でしたか、新聞に大々的にあったのを皆さんも御存じかと思いますが。この米国・ロシアの大国のもし全面核戦争ともなれば、地球規模の飢饉で50億人以上が死亡するというような試算が出ました。これはもう大変驚いたわけなんです。そこまで行かなくとも、もし局地的核戦争であっても、直接的被爆による死者は7,200万人と想像されるのに対して、核の冬が、やはり局地的なものであっても訪れます。核の冬による食料生産の減少と物流停止で、2年後に死者が2.5億人、世界です、2.5億人。この2.5億人のうち、日本での死者はその3割、7,200万人と、つまり人口の6割です、というふうな試算が出ておりました。この部分は、実は、その大々的な記事のところに全部に書かれていたわけじゃなくて、あるものにしか出てない、非常に、私もこれ見つけたとき、ちょっとびっくりしちゃったんですけども。つまりこれは、日本の食糧自給率が低いというのが世界的に知られている数字です、カロリーベースで38%ということであっても、非常に危ない数字なんですけれども、今言った化学肥料の自給がほぼゼロ、そして野菜の種が、実は自給力10%というところも、諸外国には既に知れ渡っているという事実なんだということを考慮すると、もう本当に食料安全保障は待たない状況だと。この辺りがやはり、国のほうも危機感があるのかなと。先ほどの、大胆な目標にはそういった背景があるのかなというふうに感じたところであります。

やはり、安全保障問題、いろいろな角度から今、言われておりますけれども、軍のほうの増強だけでは本末転倒となるおそれがあり、非常にこの食料の問題は大きな問題。ただ、本当に、じゃあ町で何ができるのかと言われてたら、本当に心もとないわけではあります、そんな中でも、少しでも進めていかなければ、これは住民の生命と財産を守れないということに直結してしまいますので、ぜひいろいろな工夫をして、少しでも進めるべきなのかなというふうに感じております。

そして、先ほどの回答の中にも、教えていただいたように、このいすみ市、私もいすみ市のことは把握しているんですが、いすみ市では、この始めるに当たっての御苦労というのを、先ほど教育長の回答の中にありました。やはり最初は非常に大変だったと、支援がすごく必要だったと、地域を挙げた支援というのがね、非常に必要だったというような背景、これらもお聞きしました。まさに、本当にハードルは非常に高く、有機認証って本当にハードル厳しいんだそうです。やはり、どうしてもその最初のところ、特に転換期ですよ。農家は収入もちょっと止まってしまいますし。そういうところに対する支援、それから先進的な技術を持った方の指導というのかな、そういうのを、呼んで指導してもらおうとか、何かそういったものがなければ、とても農家任せにしていたら、絶対に進まないなというようなところが感じられます。私も、近隣の若い農家さんにちょっと聞いたりしたんですが、いや、もう、本当やれるものならやりたいよと。給食にね、もし使ってもらえるような保証があるんなら、そんなやってみたい気持ちはあるけど、本当にハードル高いんだっていうことはお聞きしております。何かそういったところ、やはりこれもお答え、教育というよりは観光経済なのかなって思うんですが、もし、何かそういったところでお考えがありましたら、お聞かせください。

観光経済課長

今、御質問というよりかですかね、いろいろな、ところを調べてらっしゃって、農家さんのお声もお伺いしているということにつきましては、私も承知している内容のものでございます。先日ですね、上郡の、ちょっと県が主導して、上郡の農政の担当で集まった場においてもですね、一つ議論になりました。有機農法、無農薬であって有機農法、こういったものの取組ってというのは、皆さんどうですかねっていうような情報を聞いたときにですね、相当に厳しいと。取組もうとしても、やはり周りの環境、理解が、まだなかなか追いつかなくて、最終的に収入、手間の面も当然ございますけども、そういった中でも、なかなか周りとのトラブルもある、こういった話を伺っております。そうしますと、なかなか厳しい話ではあるんですけども、先ほどみどりの食料システム法の関係もおっしゃっていただきました。これが国で示されたことで、

先ほどおっしゃってくださった部分ですね、やっぱりどんな支援がありますかっていうところでは、資金調達含めてですね、国のほうも後押しをしようという姿勢はございます。ここら辺は、また国の基本方針を受けて、県や市町村で、これに係る基本的な計画、考え方というのを整理した上で、さらにその地域の方々が、その生産者としての有機農法をやる場合にですね、いわゆるその地域の中をどう整理していくかという、恐らく地域の協定ですとか、こういった取組も必要になってくると思います。こういったステップを踏みながらにはなりますけども、そういう中でですね、やはり今後のトレンドというか、向かうべき方向性だとは思っておりますので、いろいろな情報をしっかり取りながら進めてまいりたいと思います。

4 番 平 野      ありがとうございます。いろいろと課のほうでも、しっかりと、こうね、動きを察知して、やってくさっていると心強く感じます。どうぞ、よろしくお願いたします。

いすみ市の話ですけれども、効果というのもやはり言われておまして、移住者が増加したというのがやはり言われております。それから、新規に移行する農家、新規就農者の増加なども言われているということで、やはりこれも単なる流行ではなくて、やはりこの有機でなければ生き残れないのだというようなことをおっしゃった関係者もおりましたので、ぜひその辺り、本当に少しずつつかもせませんが、お願いしたいと思います。

そして、まず、1品目からでもいいと思うんですね。実際に、オーガニック給食マップの中に載せている学校で、県内の中のどこだったかな、1つの学校、寒川だったかしら。たった1品目なんですけど、うちの地域はこれが有機ですっていうのを載せただけで、オーガニック給食マップにぽんって載ったんですね。何か、そういった1つのものからでも取組が、そうやってアピールできるんだということがありますので、ぜひトライしてみたいと思います。また、規模を考えると、松田の小学校よりは寄小学校が、もしかしたら、可能なかなっていうふうに思い、また、そういうところを、寄小学校でも少しづつでも始められれば、これもまたアピールになっていくのではないかと思う

んですが、この辺り、いかがでしょうか。教育長、お願いいたします。あ、教育課かな。ごめんなさい、どちらか。

教 育 課 長 寄地区では、大規模で安定的に給食に食材を納入できるところっていう、そういう、まず農家さんがいるかという、教育委員会としては把握しておりません。また、大変難しい問題で、でございますので、一農家では賄いきれないものもございます。よく、庁内の観光経済課とか、そういったところとよくお話、協議をしながらですね、そういった取組もあるということで、研究をしてまいりたいと思います。

4 番 平 野 お答えどおりね、本当に農家が足りなくて、1軒の農家では無理だというのは、それは分かるんですが、今言ったとおり、本当に寄全体、寄小学校の全部のあれを有機に、いきなりしろっていうのは、私もとても無理だと思っておりますが、寄の中で、じゃあ1品目とか、そこから始めるっていうようなことで、どうでしょうかというような問いかけなので、そんなに生真面目に、あれじゃなくても、ぜひ、1品目からだけでもトライしていただきたいなというふうに、要望ということで、よろしくお願いいたします。

そしてですね、3つ目の図書館についてなんですけれども、お答えの中では、いろいろ数字も、そちらからも示していただきました。これは、平成30年度からということで示していただきました。私のほうでも、自分が携わってからというところで、決算額のところで見ていたんですけれども、平成26年度からの決算額をちょっと拾ってみたんですけれども、備品図書購入費の決算額が平成26年度では337万5,900円、そして令和3年度の決算額124万3,861円というようにことでして、単純計算で37%というようなことになってしましまして、これはかなりの減少額かなというふうに感じて、今回改めて質問させていただきました。これまでもね、図書館に関して何回か一般質問しているんですけれども、やはりこれはあまりにも減少額かなと思って、もう一度取り上げてみました。

本当にお答えのとおりです。現在のその蔵書予定数が、建設当時のものから本当に超えてしまって、ぱんぱんであること。私も書庫…書庫として想定され

ていなかったところに本がしまわれているという現状は、何回か見させていた  
だいております。図書館のほうでも蔵書を公開する日っていうのをつくって、  
書庫散歩みたいなことをしてくれているので、見に行ったことはあるんです  
ね。本当に、こんな本がこんなところにあるんだということで、ふだん開架し  
てないのがもったいないなっていうようなものもありました。なので、これは  
歴史的に長い図書館は、恐らくどこでも悩んでいることだろうと思います。  
また、スタッフにとっても、その本をね、処分していく仕事っていうのは、致  
し方ないのは分かっているけども、本当に悩ましい仕事なんだろうなというふう  
に想像はいたします。

ただ、お答えにもあったように、使用に耐えられなくなったものは、除籍を  
しているというのは、本当に仕方がない仕事なのかなって思っていますが、た  
だ、それを超えて処分しなきゃいけないっていうふうになると、それはやは  
り、一つの資料としてはもったいないのかなというところは、非常に思いま  
す。捨てるよりは、例えば旧寄中学のどこかのスペースを確保するとか、何か  
そういう工夫ができないのかなというふうには思いますが。あるいは、先ほ  
ど、井上議員がおっしゃった、駅周辺のね、整備、なかなか時間がかかること  
とは思いますが、その駅周辺の整備、ビルの中の公共施設の入る部分に  
図書室みたいなものが考えられるのかなとか、いろいろと想像はしているん  
ですが、何かそういう…あと、広域連携っていうのも、前に私、提案したことあ  
ると思うんですけども、各町で、各町の図書館で重点的に、この町は、じゃあ  
このテーマを重点にしようみたいなことを共有し合って、みんなで利用者で行  
き来するような、そういったことを前、提案したことあるんですが。何かし  
ら、そうした、単にその場所がないよだけではない、何かそういう展開ってい  
うのは考えられているんでしょうか。

教 育 課 長      ただいまの御提案というか、御意見のとおり、小規模な図書館、近隣にも幾  
つかございますが、同様に特色のあるというか、この図書館に、町の図書館に  
行けば何かあるといったものっていうのは、当町の図書館についてもないよ  
うな状況でございます。そういった中で、特色といえば、幼児の本が、絵本とか

そういったものが充実してるなっていうのがございます。ちょっと、いろいろな蔵書の問題とか、いろいろございますので、御意見を賜りながら、今後の図書館のあり方っていうのを考えていきたいと思っております。

4 番 平 野 そうですね、特色、松田のね、幼児コーナーも、本当に一番多分古いんじゃないかなと思います、この地域でね。そして、その幼児コーナーなんですけど、ちょっと町民の声としてですね、あそこの図書館前のテーブルコーナーと幼児のほうのコーナーが暗いっていうのを、ちょっと聞いたことが、苦情がちょっともらったことあって、やはりちょっとね、節電の昨今なので、大変なのかなっていうのはあるんですけども、やはり人が入りにくい暗さっていうのは、ちょっとよくないのではないかなと思うので、その辺り、ちょっと手加減はよろしくお願いいたします。これは要望としてです。

先ほど、使用者が少し減っているんじゃないかというような御指摘もあつたんですが、実際のところは、皆さんがその経済状況が、家計が苦しくなっているというのがありまして、本を買うというのがね、やはりだんだんもったいないというふうになっているので、図書館の利用は、需要は決して減っているわけではないと、私は思っているんですね。この辺の図書館、多分、松田だけではやりきれないと思うんですけども、図書館もそれから文化センターもそうなんですけど、文化は置いておくだけでは駄目にして、常にごそごそでも、もぞもぞでも何でもいいから、動いていないと死んじゃうんです。それを、少しでも発信していかないといけないと思っているんです。広報にね、図書コーナー一応あるんですけども、それはそれで、小さなコーナーでとてもいいと思うんですけど、やはり図書館行くと、毎回毎回、一番手前のコーナーが変えてあるんですよ。例えば、何ていうのかな、サッカーだったらサッカー、今、サッカーがあればっていうとサッカーの本とかね、ちゃんとね、連動して一番手前に来るものを変えているんですよ。何かそういうところも発信をしていくといいのかなって。今、本当にインスタとかフェイスブックとか、手軽に発信できるSNSっていうのがあるので、そういうところで発信していくのは、すごく大事かなって思います。今、発信方法って、どうされていますか。

教 育 課 長 発信方法につきましては、広報を中心になんですが、あとは、窓口での呼びかけとか、そういったものでございます。リノベーションの際にですね、図書館のホームページも作っていただいたものがございました。先ほどの給食の件もそうなんですが、ちょっとPRの仕方が下手なところもございますので、より図書に親んでもらうと、文化に親んでもらうためには、これまでのPR不足、周知不足を解消していきたいと思っておりますので、様々な媒体を使いまして、呼びかけていきたいと思っております。

4 番 平 野 ぜひ、よろしくお願ひします。そして雑誌のこと、ちょっと触れなきやいけないんですが、雑誌は消耗品費の中に入っていて、正確にはつかめないんですが、やはり8年間で32%になっているんですね。前、雑誌購入寄附っていうのを私、提案したこと、一般質問でね、提案したことあるんですが、これに関しては何か進展がありましたでしょうか。

教 育 課 長 以前御提案を頂いた後、幾つかスポンサーというか、できる企業に呼びかけました。今、要綱を、そういったことが開始できるように要綱案も作成しまして、順調にいけば令和5年1月から開始ができるというものでございます。具体的には、カバーがあるんですが、そこに企業名を載せて、後ろのカバーのほうのほうに、例えば介護保険だったら介護保険の事業所の案内とか、そういったもので、企業にとっても、スポンサーにとっても周知ができるというような形で始めたいと思っております。

4 番 平 野 ありがとうございます。少しでもね、進んでいるということで、ちょっと安心しました。

それから、これも前に聞いたことですが、松田小学校、中学もそうなんですが、学校図書館との連携というのは、進んでいるのでしょうか。つまり、学校のほうの図書をデータ化をしているのかと、それが進んでいるのかということなんですが。

教 育 課 長 以前お答えしたのは、貸しカード、学校の貸しカードと手書きの台帳だということで、お答えをしたところだったんですが、松田小学校につきましてはソフトを入れまして、書庫の貸し借りは分かるような形になっております。そう

いったソフトを入れました。ただ検索をできるっていう機能までは使っていないというものでございますので、今後進められるように、学校ともよく話をしてみたいと思っております。

4 番 平 野 一歩進んだというところで安心しましたけども、これもまた、どんどん進めていただいて、松小それから松中ですね、そして検索も、ぜひお願いします。せっかくね、メディアセンターっていう名前がつけられているので、それらしく頑張してほしいなと思います。やはり、この図書館というのは、本当に稼げる施設ではないですけども、とても大事なものだと思います。まちづくりの底力というものを育てて支えているのは、やはりこういった図書館を代表とする文化ではないかと思います。一朝一夕ではいかないのも、まだ事実ではありまして、しかし、軽んじれば廃れるのはあつという間であります。そうしたところを踏まえながら、町長、一言、何かこの図書館に関しての姿勢などを頂ければと思います。

町 長 御質問ありがとうございました。本当に、私が就任したときに、本の貸し出しのデータがない。司書が本を買うのはいいけども、その後、一回も読まれていない本がたくさんあるということで、正直、私のほうで、予算のほうの査定をさせていただきながら、その辺を見直すようにということで、進めてきているところもございます。

本を読むということに対して、人間の心といいましょうかね、感情が豊かになったりのは十分承知をしております。ですので、PRのこともありましたけども、PRすることによって、図書の本を読む、図書で本を読むという癖を、やっぱりつけさせる…つけさせるっていいまいしょうかね、同じ人がいつも図書館に来るんでなくて、新しい人たちが来てくれるような工夫を、やはり教育委員会さんだけでなく、我々のほうも知恵を出して、一緒にやってくべきだなんていうのは、もう常日頃から考えてるところでございますので、今、御提案頂いたことも含めながらですね、本当にいいものを持っているにもかかわらず、ね、先ほど、ホームページを立ち上げました、その後どういう利活用をしているかっていうの、大体想像がつくところでもありますので、その辺りも、この質

問を頂いて、担当課に、担当係のほうにもよく話をしておりますから、もうちょっと、もう毎日のように更新する。今日お客さん来なくても、今、こんな状況ですから来てくださってというのを、ホームページ上でもいいから出していく。そういう毎日毎日の積み重ねだと思うんです。それをやることによって、図書館の利用者が増えてくることによって、本を読みたいということであれば、予算が増額できるという、まず、そういった努力も含めながら、ただ単純に本を買えばいいということではなく、やっぱ、その辺を精査してまいりたいというふうに考えております。以上です。

- 議 長 以上で受付番号第5号、平野由里子君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。4時5分から再開いたします。 (15時53分)
- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (16時05分)  
お知らせいたします。田代議員におかれましては、所用のため本会議を退席いたしましたので、御承知おきください。  
受付番号第6号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。
- 1 番 唐 澤 それでは、議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。  
受付番号第6号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名、子育て支援のさらなる充実について問う。
- (1) 文部科学省の調査によると、全国の小・中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にある。松田町における現状と、今後、不登校特例校分教室を開設するお考えは。
- (2) 災害時の対策として、防災ガイドライン等に妊産婦及び避難所で生まれた新生児に対する応急処置等の詳細を記載するお考えは。
- (3) 保育園の給食に地場産業（足柄茶等）の食材を取り入れることにより、食育の推進や郷土愛の向上、営農者支援にもつながり、全体的な活性化が期待できるが、町としてのお考えは。以上です。
- 教 育 長 それでは、唐澤議員の御質問に順次お答えさせていただきます。私からは、1つ目の不登校児童・生徒についてお答えします。2点目からは、町長がお答えされますので、御承知おきください。

それでは、まず初めに不登校の定義について確認させていただきます。不登校は、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、または登校したくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと文部科学省では定義しております。また、毎年、毎年度、文部科学省から市町村へ、不登校児童・生徒の調査依頼があります。そこでは、1年間に30日以上欠席した児童・生徒数を確認し文部科学省へ報告しております。

唐澤議員の御質問の現状についてですが、コロナ禍の影響もあるとも分析されており、全国的には不登校児童・生徒の数は増加傾向であります。松田町における現状についてですが、小・中学校では、令和元年度は児童9名、生徒8名の計17名、全児童・生徒数の2.6%。令和2年度は児童9名、生徒8名の計17名、全児童・生徒数の2.6%。令和3年度は児童5名、生徒13名の計18名、全児童・生徒数の2.9%で、ほぼ横ばいの状態で大きな変化はございません。これは、松田町立学校の先生たちが、児童・生徒が、自分という存在が大事にされている、あるいは心の居場所になっているなどが実感できる、魅力ある学校づくり、学級づくりに向けて、様々な努力をしているため、不登校数の増加にはつながっていないものだと思います。

次に、御質問の不登校特例校分教室の開設についてですが、唐澤議員も御存じと御承知しておりますが、県内の公立校では、令和4年度に初めて大和市引地台中学校に分教室として設置されました。この分教室は、市内の不登校生徒が在籍した学校から分教室に転籍し、分教室を設置した学校の生徒となり、登校できない日でも自宅でオンライン学習やカウンセリングなどを受けることができる体制も整えております。一人一人の状況に合わせた柔軟な学習計画のもと、生徒にとって無理のない学校生活をつくり出し自立を目指すものでございます。

松田町におきましては、ほほえみ教室と呼ばれる教育支援センターを平成13年度に設置し、対応しております。この教育支援センターとは、主に小・中学校を長期で休んでいる子供のために、学籍のある学校とは別の場所に教育委員

会が用意した公的機関であります。現在、小・中学校で不登校とされている児童・生徒数の半分以上が、このほほえみ教室に通室し、学校以外の自分の居場所をつくることができている。また、昨年度まで、ほほえみ教室へ通級していた児童・生徒の中で、学校へ復帰している児童・生徒も増えてきました。自分たちが困ったときに戻れる場所があるなど安心感があるため、安心して自信を持って登校する気持ちになっていると考えます。したがって、当町におきましては、教育委員会と学校と連携しながら、ほほえみ教室にて対応しておりますので、現状では不登校特例校分教室を開設する意向はございませんが、今後も家庭、学校、教育委員会で情報共有を大切にして、カウンセリングやオンライン学習の充実など、先進的事例も参考しながら、不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた丁寧な支援、指導をしてまいりたいと考えております。

2点目からの質問は、町長がお答えをされます。

町長 それでは、2点目の御質問にお答えさせていただきます。防災ガイドラインは、国の災害対策基本法及び防災基本計画に位置づけられており、市町村が策定する地域防災計画の基準としております。その内容は、災害で罹災した住民に対する緊急医療に関することが主な内容となっております。

さて、妊産婦及び避難所で生まれた新生児に対する応急処置の詳細に関する記載についてでございますが、妊産婦に関しては、令和3年6月に作成いたしました松田町避難所運営マニュアル基本モデルにおいて、妊産婦さんを要配慮者と位置づけており、一般避難所に別のスペースを設けて、妊産婦を受け入れることを記載しておりますが、避難所で産まれた新生児に対する応急処置等については、国からの災害対策基本法などには示されていないため、町のマニュアルには記載されていない状況でございます。

提案にあります新生児に対する応急処置等の記載については、令和5年度に地域防災計画等の改定を予定しておりますので、その中で研究を行い、町独自の対応策となることから、産婦人科医、小児科医や助産師さんなどの専門家からの御意見を賜った上にて、改定内容に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

次に、3つ目についてお答えいたします。町内の保育園の給食につきまして申し上げますと、松田さくら保育園では、自園にて肉、魚、野菜などの食材を町内の商店から調達され調理されております。また、小規模保育所なのはな園は、サンライズキッズ小田原園で調理された給食を搬入されております。小田原園では、事業本部で決められた献立に基づいた食材を、地元のスーパーで調達し、調理されていると伺っております。

御提案のとおり、地場産の食材を取り入れることにより、食育の推進や営農者支援、荒廃農地対策など相乗効果が生まれ、地域課題の解決にもつながると期待をしておるところでもございます。

なお、足柄茶につきましては、保育園、町立幼稚園、小・中学校ではお茶を使用しておりませんが、お茶農家の方から利用についてお話を頂いておりますので、町立小・中学校の栄養士が中心に、利用方法について具体的な検討を行うこととしております。つきましては、保育園のみならず、町立幼稚園、小・中学校の給食にも積極的に地場産の食材を取り入れていただくよう、引き続き推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 御回答ありがとうございます。まずは、大きな項目（1）について、4点ほど再質問をさせていただきます。年間30日の欠席という基準にかからない児童・生徒の情報は、市町村の教育委員会も把握しきれていないような気がしています。自治体によってですが、月ごとに長欠調査はしていると思いますが、そこに遅刻、早退や別室登校まで含めて調査しているかどうか、教えてください。

教 育 課 長 不登校、30日以上欠席に関わらない児童・生徒につきましては、把握しております。月3日以上休んだ児童・生徒に対しまして、学校で使用してまず校務支援システムから抽出しまして、学校から委員会に報告はされます。そういったことで把握をしまして、早期発見、早期に関わるということで対応をしております。早退、遅刻の多い児童・生徒について、別室で授業を受けているといったことにつきましては、現状としまして、小学生では1名程度、別室で学習しているときもあれば、自分の教室で授業を受けているときもございます。中

学校では、学校内にコスモス教室というものがございまして、そういった名前の教室がありまして、そこで授業を受けているのが三、四人となっております。授業の取り出しの授業のようなもので授業を受けているというものでございます。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。調査しているということで、何かしらのサインに、遅刻、早退もつながるケースがあると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

2点目です、横須賀市が国立政策研究所の委託を受けて、不登校の未然防止推進事業というのを実施したそうです。児童・生徒へアンケートを取って、不登校の増加を抑制するための参考にしたとのこと。よい取組かと思いますが、今までそのような取組を実施したことはあるか、または今後その予定はあるかを教えてください。

教 育 課 長 横須賀市の事例につきましては、教育委員会でも調べましたところ、国の委託を受けて、不登校の未然防止を行っているというものでございました。魅力ある学校づくりの研究事業ということで、3つの柱をしております。1点目は学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、関わり合う喜びを感じられる集団づくりの推進。2点目は、一人一人の教育的ニーズに応じた学びのシステムの充実。3点目は、地域全体で子供を育てるネットワークづくりの推進。こういった3つを柱にしているということで、松田町立小・中学校でも、分かる授業づくり、子供たちの居場所づくりなどを意識して取り組んでおりますが、取り組んで魅力ある学校づくりをしておりますが、そういったちょっと事例も分かりましたので、よく調べまして、現在はそういった国の事業は受けておりませんが、そういった、いろいろな方策を研究してまいりたいと思っております。

1 番 唐 澤 引き続き研究のほど、対応のほうを、よろしく願いいたします。確認ですが、ほほえみ教室のほうでオンライン対応を実施しているかというのを、もう一度確認させてください。

教 育 課 長 現在、オンライン対応はしておりません。ただ、タブレットを使った学習とか、そういったものは行っております。オンラインでの授業対応等は行ってい

ないのが現状でございます。

1 番 唐 澤 じゃあ、対応しているということで、よろしいですかね。松田町の学校では、何年も前からICT化が進んでおりますので、ほほえみ教室でも、学校と同じような対応を、ぜひ取り入れてもらいたいと思っております。やはり、ここに通う児童・生徒も松田町の子供たちなので、取りこぼしのないように、御対応をお願いいたします。

次です。実は10月に私費で、大和市引地台中学校の不登校分教室に視察に行きまわりました。実際の教室に足を運んで、職員の方々からたくさんの情報を共有していただきました。ほぼ、松田町のほほえみ教室の理念や思い、また取り組みと同じで、うれしい気持ちを持ちながら帰宅したのですが、1点だけ大きな違いを発見しました。ほほえみ教室を卒業した児童・生徒たちへの卒業した後への何か支援というものは行っているのか。また、今後実施するお考えはあるのかをお聞かせください。

教 育 課 長 ほほえみ教室、小・中学校対象ですので、中学校を卒業してたり…方は除籍ということで、関わり合いは一旦なくなるんですが、卒業した後のケアは特にしておりませんが、そこにいる先生、そういった個人的に頼ったりして、親しみのある先生ですので、相談があったときは話を聞くための対応はしております。そういったことで、継続的ではございませんが、そういった相談があったときは対応しているという状況でございます。

1 番 唐 澤 承知いたしました。この不登校の件を調査・研究している過程で、昔、教育課で頑張っていた方に出会い、お声を頂くことができました。当時から、卒業生に関しての取組も何かできないか、何かしてあげたいと考えていたそうです。その体制を少しでも構築していれば、卒業後や大人になってから、挫折等をして引きこもってしまった方々の受け皿にもなれたのではないかと。長い人生において、悩みや挫折等はつきものであります。松田に生まれて、松田で育って、約1万500人にもいるのに、誰にも理解されず立ち上がれない環境は寂しすぎると。私は、職場を離れてからもなお、このように熱心に考え、思いを寄せてくださっていることを非常にありがたく感じました。このような声を

ヒントにして、これからも、構想を練っていただけたらと思います。よろしく  
お願いいたします。

次です、不登校関係に関する補助金については、文科省の来年度予算の概算  
要求に乗ってきました。国の方針としては、各自治体へ設置を促しているの  
で、この概算要求に乗かって、国に対する要望書などを提出するのもありか  
と思いますが、教育支援センターと分教室の目的というのは、そもそも違いま  
すので、できることが変わってくる、また幅が広がって変わってくると思いま  
すので、今後このような視野を入れていくことも必要かと思いますが、町とし  
てのお考えをお聞かせください。

教 育 課 長 十分に研究して…研究して、今後そういったものを取り入れることがあれ  
ば、積極的にお調べしまして、学校とも協議を図りながら進めてまいりたいと  
思っています。

1 番 唐 澤 前向きな回答をありがとうございます。市町村立学校の不登校については、  
やはり市町村が主体的に取り組むべきです。学校が多様な子供たちを受け止め  
られるようにするという方向と、学校だけではない多様な学び場を用意するとい  
う2方向の取り組みが重要だと思いますが、特に後者については、現行の教  
育支援センターの状況をよく見ることと、不登校特例校の設置を促すことの2  
つの展開が大切な気がしました。この視察ですが、神奈川県若手議員の会とい  
う、もう有志、勝手に仲のいい有志の議員で行ってきたんですけれども、視察  
や勉強会で得ている様々な資料、情報もよかったら共有いたしますので、引き  
続き御検討のほどを、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな項目（2）について、2点ほど再質問をさせていただきます  
。一般質問では、文字数の制限がありますので、ちょっと詳しいことが書け  
なかったんですけれども、具体的に記載していただきたいのは、妊産婦、新生  
児を優先的にタオル等で包み、体を温めるということです。世の中には出産を  
経験した方、していない方、立会い出産に関わった方など、様々だと思いま  
す。分娩時は暖かい部屋を必ず準備します。それは、母体と新生児を感染症か  
ら防ぐため、また、自分ではなかなか体温調節がうまくできない赤ちゃんの体

温を保つことなど、命を守るためです。産婦人科がない当町の災害時は、そのように暖かい場所を準備することや、十分な医療を受けられることが難しい可能性が非常に高いです。そのとき隣にいる人が頼りです。隣にいる人の知識や判断力が命に左右する場合もあります。当たり前だと思う基準が人それぞれ違いますし、もしも隣にいる人が小学生などなら、この子も戸惑ってしまいます。妊産婦、新生児における緊急時はタオル1枚包むか包まないかでも、命に関わる場合もあると思いますので、そのような記載を盛り込むことに関して、町としてのお考えを、教えてください。

総務課長 ただいま、唐澤議員からの質問にお答えします。先ほど町長の答弁のほうでも、来年度、一応、地域防災計画のほうの改定を予定しておりますので、その中ですね、今現在、妊産婦さんや新生児さんの具体的な記述がございません。そちらのほうですね、防災計画か、もしくは、その防災計画に準じた避難所のマニュアル、各種マニュアル等、それからまた新たに、独自にマニュアル等を作成してやるかという形の中で、そのようなところの記載等をさせていただくような形でやらさせていただきたいと思っております。以上です。

1番 唐澤 前向きな回答をありがとうございます。そうですね、ぜひ、専門家の方々と話し合いをしながら盛り込んでいただきたいと思いますし、この辺りのことは国や県にも要望してもいいかと考えております。そして、ガイドライン等に盛り込むには、やはり時間もかかることではあるのも承知しています。そこで、来年1月に町は小学生等を対象にした防災キャンプを実施するとのことですので、その際には、ぜひ子供たちに妊産婦や新生児への対応もお伝え願いたいと考えています。どうか、御検討のほどをよろしく願います。

次です。有事の際は交通手段や通信ネットワークが機能しないことが予想されます。現役の医師や看護師は現場へ、また自衛官や即応予備自衛官は災害派遣に出動されます。元看護師や医療関係の免許をお持ちの方、また私も元自衛官ですが、元自衛官等のネットワークの体制を構築して、いざというときの救助体制を整えておく必要があると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

総務課長 一応町としてですね、災害時にですね、元自衛官さんであったりとか、元看護師さん、医療関係者の方たちが御協力頂けるような協力体制をという御質問でございます。非常にいい御意見だと思っております。そのような形で町のほうで、例えばそういう形でのネットワークが、ネットワーク化や組織化が図れるか。今後ですね、災害医療に関しましてですね、庁内で調整、検討させていただき、前向きに考えたいと思っております。以上です。

1番 唐澤 ありがとうございます。この元免許を持っていたとか、そういう個人情報的なものをなかなか拾い上げるのも、法律の関係で難しい場合もあつたりします。そこで、人材派遣会社などと業務提携というか、協定を結びますと、その辺りのことがうまく解決していけるのではないかと考えています。リクルートでは、必ず履歴書を提出しますので、持っている免許等記載されます。何かのヒントにさせていただけたらと思います。

またですね、11月にまた私費で九州熊本へ視察に行つてまいりました。赤ちゃんポストと熊本城の復旧作業を視察してきましたんですけども、やはり悲惨な状態で、全ての機関が機能しないというものを勉強してまいりました。全ての命を取り残さない、取りこぼさない行政を一丸となつて構築していくためにも、まず産婦人科が必須、またその誘致も必要だと考えております。前回の定例会で、町長の諸般報告の中に、県や各政党へ毎年要望を上げている。その中に足柄上病院の医療ニーズに関する要望書を出されておりました。今後産婦人科に対して、どのように対応を考えているのか。誘致に対してもどのようなお考えをお持ちなのかを町長お聞かせください。

町長 この件に関してはですね、もう今のところは要望を上げさせていただいているところでございます。やはり県民の命を守るというのは、県もしっかりとした役割を担っていただかなければいけないというふうには私は考えております。ただ、お願いばかりしていても前に進まないといったときにはですね、やはり1市5町、ましてや秦野市さんもそうですけれども、皆さん方と手を携わつて、やはり我々行政としても何らかの動きをしなきゃいけない。それはもう我々でじゃあ設立するかというふうなことになるろうという話も時には出ています。ただ、一番ここで

大事にしなきゃいけないのは、先生の確保になってきますので、その辺り、箱を作るのはある意味、お金さえ出せばいいですけど、やはり人を育てるというふうなところに関しては、国や県の皆さん方、または大学病院だとかいうふうに連携していかなきゃいけないので、その辺をバックにしてですね、やっていかなきゃいけないという認識は非常に持ってます。この危機意識は、私だけでなく、この辺の首長全てが持っていますので、今後県の要望だけじゃなく、いろんな議論を重ねながらですね、確保してまいりたい。その間、小田原市立病院さんをお願いすることになりますけども、それでもやはりこの辺の地域からすると遠いという話もありますから、今現状、松田としてはタクシーをお願いをしていますが、それだけで足りるのか足りないのかも常に意識しながら進めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

1 番 唐 澤 前向きな回答ありがとうございました。私もこの町に産婦人科がないことをかなり危機を感じておりまして、自分の人脈の中でも、どなたか協力していただけないかと掛け合っている毎日です。そんな中、上病院の産科外来に関しては手を挙げてもいいよ、僕やりたいよという医師が、産婦人科医師が、遠い場所なんですけれども、その声が頂くこともできました。そういうようないろんな人との声をしっかり話し合って、ぜひこの地域の産科のない、この改善に向けての動きを、ぜひ対応していただけたらと思っております。

それでは、大きな項目3について質問させていただきます。お茶農家の方から利用についてお話を伺っているとのことで、栄養士さん等に相談をして、今何か取組を検討しているということでしたので、引き続きそのような動きをお願いしたいと思います。

もう1点ですが、町内の町立幼稚園、小学校、中学校ですと、町立ですので早い対応が比較的できるかと思うんですけれども、町内の保育園に関しては民間の企業が経営しております。そういう場合は、やはり民間企業との協議も必要になってくるので、とても時間がかかったりだとか、経営者の考えというものもありますので、なかなか給食のほうにお茶を導入するだったり、お米を導入するだったりという移行が進みにくいケースも考えられます。そこで、入園時また卒園時、

また卒園時、卒業時など、そういったときに現物支給と、あと町からのお手紙を添えて、足柄茶をプレゼントするというような支援がいいのではないかと、ふと考えました。それはですね、当町にはとてもユニークでにぎやかな状況をイメージさせる乾杯条例というものがございます。その乾杯条例は、お酒だけではなく、水、お茶も関わった条例であります。この足柄茶を、例えば入園時などにプレゼントすることで、そこに添えるお手紙に、当町に乾杯条例があつて、皆さんの命を全力で歓迎し、応援しているんだよというようなことを、例えば記載した場合、この食育の推進、郷土愛の向上、営農者支援ももちろんなんですけれども、子どもカフェとか子ども会議などで、政治的な話を盛り込むことが可能になってくると思います。松田町の一つ一つのいいものが全部つながって、心のこもった、そして思いをめぐらせた、切れ目のない支援が完成すると考えますが、そちらを令和5年度予算が近いということで、盛り込んでいくお考えがあるかどうか、町長のお考えをお聞かせください。

町長 今現在ですね、入学したときには記念品は渡してないと思っています。もし間違ったら、後で遠藤さん、フォローを。卒業するとき…卒園するときには町内幼稚園については何か絵の具とか、ああいったものを渡してあったような気がします。小学校に関しては、卒業記念ということで、卒業証書が入る筒みたいなのを渡しているとか、そういうような格好で、何かしら記念品になるものは町から贈呈しております。

今回の御提案は、それはそれとして、子供たちが今後使うものということ言えば、それは継続したとしてもですね、町内産のものが消費をされるというような効果も当然ありますから、年間の何て言ったらいいんですかね、数がある意味読めるわけですね。そうすると、生産者のほうも、それだけちゃんと作っておけば必ずお金になると。そこは足柄茶としてのリシール缶で渡すのと、お茶葉で渡すのと、いろいろあると思うんですけれども、そういったことでの効果は当然ありますし、郷土愛と言われるような格好で、松田のお茶を飲むと。家族で一緒に飲むとかということになってくるだろうと思いますけれども、そういったことでの相乗効果が掛け算するということは、想像が容易にできるかなというふうに感

じております。実際これをやるとなったときに、各、そうですね、建設的に意見をするとすれば、どのくらいの量とれるかによって、人数に対してどのくらいの量を今度配れるかといったところで、確認をしなきゃいけないので、その辺りしっかりと確認した中でですね、可能な範囲がどこまでかというふうなことを調査した上で予算化していくような格好でできれば、それは今、コロナですし、なかなか今、お茶農家の方々も困っているということになりますから、そういったこともあると思います。

ただですね、今話しながらもそうなんですけど、こうなるとお茶だけかよという話も当然出てくると思います。いろんな農家さんがいらっしゃるの。その辺りも総合的に判断して対応したいというふうに考えています。以上です。

1 番 唐 澤 前向きな回答をありがとうございます。そうですね、いろんな農家さんがいらっしゃいます。その辺りは執行側のほうにお任せしますが、やはりですね、人口減少がどんどん加速しているこの足柄上地域、そこに子育て世帯を中心に呼び込むという政策としても、この乾杯条例というものを主軸に置いてPRしていくのは面白いんじゃないかなと思っております。この条例は、結構全国で見てもなかなかない条例です。なので、私も移住してくるきっかけ、この町に移住してくるきっかけの一つになったのも、乾杯条例が面白いなと思ったのがその一つでありました。あまりにもいい、面白い町だなと思って、私は勝手に自分でネットのテレビ配信を作ったくらい、珍しいことをやっている町だなというのを思い出したところです。やはり子育て世帯をどんどん巻き込んで、子育てでにぎわっていく、プラス高齢化が進んでいるこの地域の高齢者の方々をしっかりと支えられる私たちの世代というのを、やっぱりつくっていくことが最重要だと思いますので、その辺りの提案等をぜひ視野に入れて、前向きにぜひ御検討ください。

私の質問は以上となります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第6号、唐澤一代君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

(16時42分)